

【表紙】

| | |
|--|--|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成27年10月23日 |
| 【発行者名】 | D I A Mアセットマネジメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 西 恵正 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 上野 圭子 |
| 【電話番号】 | 03-3287-3110 |
| 【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】 | グローバル8資産ラップファンド（安定型） グローバル8資産ラップファンド（中立型） グローバル8資産ラップファンド（積極型） 当初申込期間： グローバル8資産ラップファンド（安定型） 500億円を上限とします。 グローバル8資産ラップファンド（中立型） 500億円を上限とします。 グローバル8資産ラップファンド（積極型） 500億円を上限とします。 |
| 【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】 | 500億円を上限とします。 継続申込期間： グローバル8資産ラップファンド（安定型） 5,000億円を上限とします。 グローバル8資産ラップファンド（中立型） 5,000億円を上限とします。 グローバル8資産ラップファンド（積極型） 5,000億円を上限とします。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

グローバル8資産ラップファンド（安定型）

グローバル8資産ラップファンド（中立型）

グローバル8資産ラップファンド（積極型）

（以下、総称して「グローバル8資産ラップファンド」、「グローバル8資産ラップファンド（安定型／中立型／積極型）」または「ファンド」という場合、あるいは個別に「各ファンド」という場合があります。また、「グローバル8資産ラップファンド（安定型）」は「安定型」、「グローバル8資産ラップファンド（中立型）」は「中立型」、「グローバル8資産ラップファンド（積極型）」は「積極型」という場合があります。）

各ファンドを総称した愛称として「グロ8」または「グロ8（安定型／中立型／積極型）」という名称を用いる場合があります。また、「グローバル8資産ラップファンド（安定型）」の愛称として「グロ8（安定型）」、「グローバル8資産ラップファンド（中立型）」の愛称として「グロ8（中立型）」、「グローバル8資産ラップファンド（積極型）」の愛称として「グロ8（積極型）」を用いる場合があります。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）

信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関等（後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含めます。）をいいます。以下同じ。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるD I A Mアセットマネジメント株式会社（以下、「委託会社」または「D I A M」（ダイヤモンド）といいますが、）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

当初申込期間：各ファンドにつき、500億円を上限とします。

継続申込期間：各ファンドにつき、5,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

当初申込期間

受益権1口当たり1円とします。

継続申込期間

お申込日の翌営業日の基準価額 とします。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。）

<基準価額の照会方法等>

基準価額は、設定日以降の委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

各ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

コールセンター：0120-506-860（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

- ・計算日翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」の欄をご参照ください。

（委託会社の略称：D I A M、

ファンドの略称 安定型：グロ8安定型、中立型：グロ8中立型、積極型：グロ8積極型）

（5）【申込手数料】

お申込日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中においては、1口当たり1円とします。）に、3.24%（税抜3.00%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、お申込手数料はかかりません。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（6）【申込単位】

各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金自動けいぞく投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合には、1口単位となります。

当初元本は1口当たり1円です。

（7）【申込期間】

当初申込期間：平成27年11月10日から平成27年11月30日まで

継続申込期間：平成27年12月1日から平成29年1月12日まで

継続申込期間において、取得またはスイッチングの申込日が、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行のいずれかの休業日に該当する日（以下、「海外休業日」という場合があります。）には、取得またはスイッチングのお申込みの受付を行いません。

継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（ 8 ） 【 申込取扱場所 】

ファンドのお申込みにかかる取扱い等は販売会社が行っております。

販売会社は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

コールセンター：0120-506-860（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

（ 9 ） 【 払込期日 】

当初申込期間

取得申込者は、当初申込期間中に、買付代金を販売会社に支払うものとします。

当初申込みにかかる申込金額の総額は、販売会社によって、設定日に、委託会社の指定する口座を經由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

継続申込期間

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を經由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

（ 1 0 ） 【 払込取扱場所 】

取得申込者は、販売会社の定める方法により、販売会社に買付代金を支払うものとします。

払込取扱場所についてご不明な点は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

コールセンター：0120-506-860（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

（ 1 1 ） 【 振替機関に関する事項 】

振替機関は以下の通りです。

・株式会社証券保管振替機構

（ 1 2 ） 【 その他 】

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

ファンドでは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と収益分配金を無手数料で再投資する「分配金自動けいぞく投資コース」があり、「分配金自動けいぞく投資コース」を取得申込者が選択した場合、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがい分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。販売会社までお問い合わせください。

ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。継続申込期間中のお申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

ただし、継続申込期間の海外休業日には取得またはスイッチングのお申込みの受付を行いません。委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得のお申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付を中止することおよびすでに受付けた取得のお申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付を取り消すことができるものとします。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。委託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、また追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

<スイッチングについて>

「安定型」「中立型」「積極型」の3つのファンド間でスイッチングを行うことができます。

スイッチングとは、すでに保有しているファンドを解約すると同時に他のファンドの取得の申込みを行うことをいい、ファンドの解約代金が買付代金に充当されます。

スイッチングの際には、税金および各販売会社が定めるお申込手数料がかかる場合があります。販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合があります。

詳しくは販売会社までお問い合わせください。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、解約代金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度

投資信託振替制度とは、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

各ファンドは、信託財産の成長を図ることを目的として、運用を行います。

各ファンドは、別に定める投資信託証券を投資対象とする「ファンド・オブ・ファンズ方式」で運用します。

別に定める投資信託証券とは、以下の投資信託証券をいいます。

| | | |
|--------|----------|---|
| 国内株式 | 親投資信託 | 国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド |
| 国内債券 | 親投資信託 | 国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド |
| 先進国株式 | 親投資信託 | 外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド |
| 先進国債券 | 親投資信託 | 外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド |
| 新興国株式 | 親投資信託 | エマージング株式パッシブ・マザーファンド |
| 新興国債券 | 外国投資信託証券 | iシェアーズ J.P.モルガン・米ドル建てエマージング・マーケット債券 ETF |
| 世界リート | 親投資信託 | J-REITインデックスファンド・マザーファンド |
| | 親投資信託 | 外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド |
| コモディティ | 親投資信託 | コモディティインデックス・マザーファンド |

上記の投資信託証券のうち親投資信託のことを以下「マザーファンド」という場合があります。

各ファンドの信託金限度額は、各々5,000億円とします。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

< ファンドの特色 >

1

世界の様々な資産に分散投資することにより、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

- ・主として、投資信託証券への投資を通じて、国内株式、国内債券、先進国株式、先進国債券、新興国株式、新興国債券、世界リート、コモディティ^(*)等の資産に実質的に投資します。なお、短期金融資産等に直接投資する場合があります。
- ・投資対象となる投資信託証券は、継続的にモニタリングを行い、必要な場合は追加、除外、入替えを行う場合があります。
- ・実質的な組入外貨建資産に対しては、原則として、対円ででの為替ヘッジを行いません。

(*) コモディティ(商品)への投資に際しては、投資信託証券への投資を通じて、商品指数の動きに概ね連動する投資成果をめざす債券等に実質的に投資を行います。

2

「安定型」、「中立型」、「積極型」の3つのファンドから選択できます。

- ・お客さまのリスク許容度に応じて、目標リスク水準の異なる以下の3つのファンドがあります。

<各ファンドの目標リスク水準>

「安定型」:年率標準偏差 2.5~5.0%程度

「中立型」:年率標準偏差 5.0~8.0%程度

「積極型」:年率標準偏差 8.0~12.0%程度

- ・各ファンド間でスイッチングが可能です。

※目標リスク水準は、各ファンドの基準価額の変動リスクの目安を示したものであり、ポートフォリオを構築する際の目標値として使用します。なお、市場環境等によっては、実際の基準価額の変動が目標リスク水準を上回る場合や下回る場合があります。

※スイッチング時には、税金、購入手数料がかかる場合があります。販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

3

各資産への投資割合の決定にあたっては、水戸証券株式会社の投資助言を受けます。

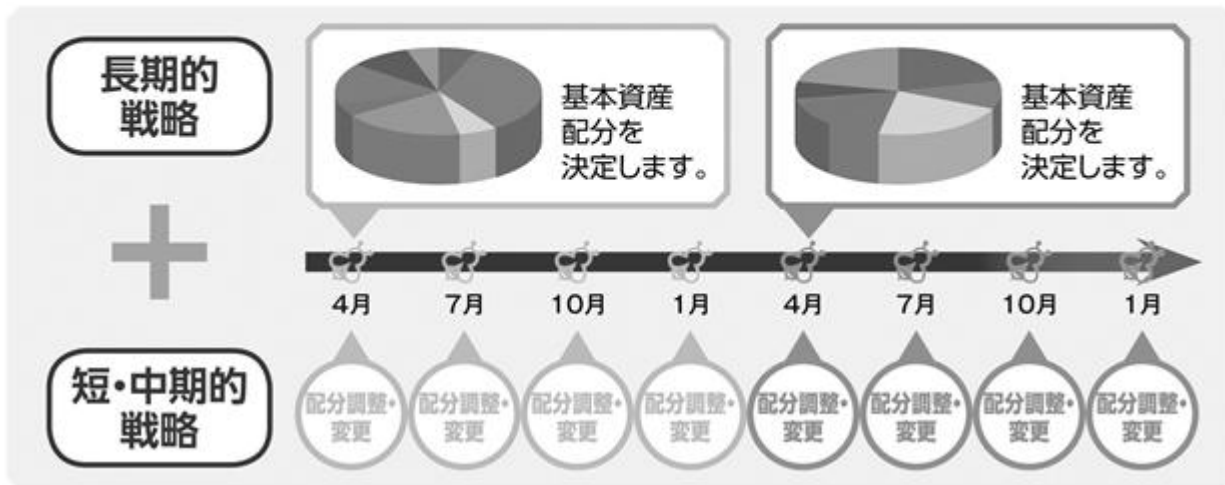
- ・各ファンドの目標リスク水準に応じて、長期的見通しと短・中期的見通しを組み合わせ、市場環境の変化に対応した適切な資産配分をめざします。
- ・長期的視点に基づく資産配分戦略により、基本資産配分を決定します(長期的戦略)。当該戦略は、原則として年1回見直しを行います。
- ・上記に加え、短・中期的視点に基づく資産配分戦略により、市場環境の変化に対応した資産配分を行います(短・中期的戦略)。当該戦略は、原則として四半期毎に見直しを行います。
- ・なお、市場環境に急激な変動があった場合、あるいはそれが予想される場合等には、適宜、資産配分の見直しを行う場合があります。

※市場環境等によっては、一部の資産への投資割合がゼロとなる場合があります。

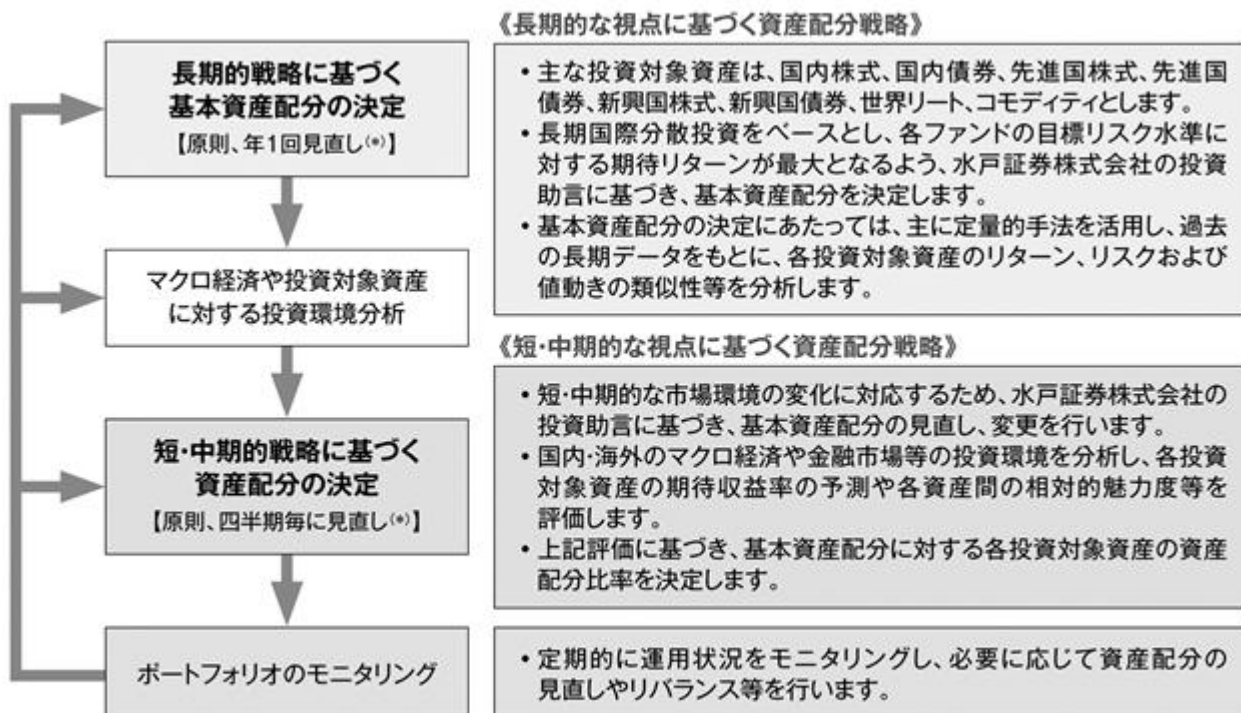
※コモディティへの投資割合は、原則として、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

◆ 資産配分のイメージ

年に1回、長期的戦略に基づき基本資産配分を決定し、それに対して、四半期毎に、短・中期的戦略に基づき機動的な資産配分の調整・変更を行います。



運用プロセス



※各資産への投資割合の決定にあたっては、水戸証券株式会社の投資助言を受けます。

(*)市場環境に急激な変動があった場合、あるいはそれが予想される場合等には、適宜、資産配分の見直しを行う場合があります。

商品分類表

各ファンド

| 単位型投信 追加型投信 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) |
|----------------|--------|-------------------|
| 単位型投信 | 国内 | 株式 |
| | | 債券 |
| | 海外 | 不動産投信 |
| 追加型投信 | 内外 | その他資産 () |
| | | 資産複合 |

(注) 各ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類定義

単位型投信・追加型投信

「追加型投信」とは一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

投資対象地域

「内外」とは目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資対象資産

「資産複合」とは目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

各ファンド

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
|--|---------------------------------|--|------------------|-----------|
| 株式 一般 大型株 中小型株 | 年1回 年2回 年4回 | グローバル (日本含む) 日本 | | |
| 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () | 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) | 北米 欧州 アジア オセアニア | ファミリー ファンド | あり () |
| 不動産投信 その他資産 (投資信託証券(資 産複合(株式、債 券、不動産投信)資 産配分変更型)) | 日々 その他 () | 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング | ファンド・オブ・ ファンズ | なし |
| 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型 | | | | |

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) 各ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分定義

投資対象資産

「その他資産(投資信託証券(資産複合(株式、債券、不動産投信)資産配分変更型))」とは目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として複数の資産(株式、債券、不動産投信)を実質的な投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。

(注) 商品分類表の投資対象資産は資産複合に分類され、属性区分表の投資対象資産はその他資産(投資信託証券(資産複合(株式、債券、不動産投信)資産配分変更型))に分類されます。

決算頻度

「年1回」とは目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

投資対象地域

「グローバル（日本含む）」とは目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資形態

「ファンド・オブ・ファンズ」とは「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジ

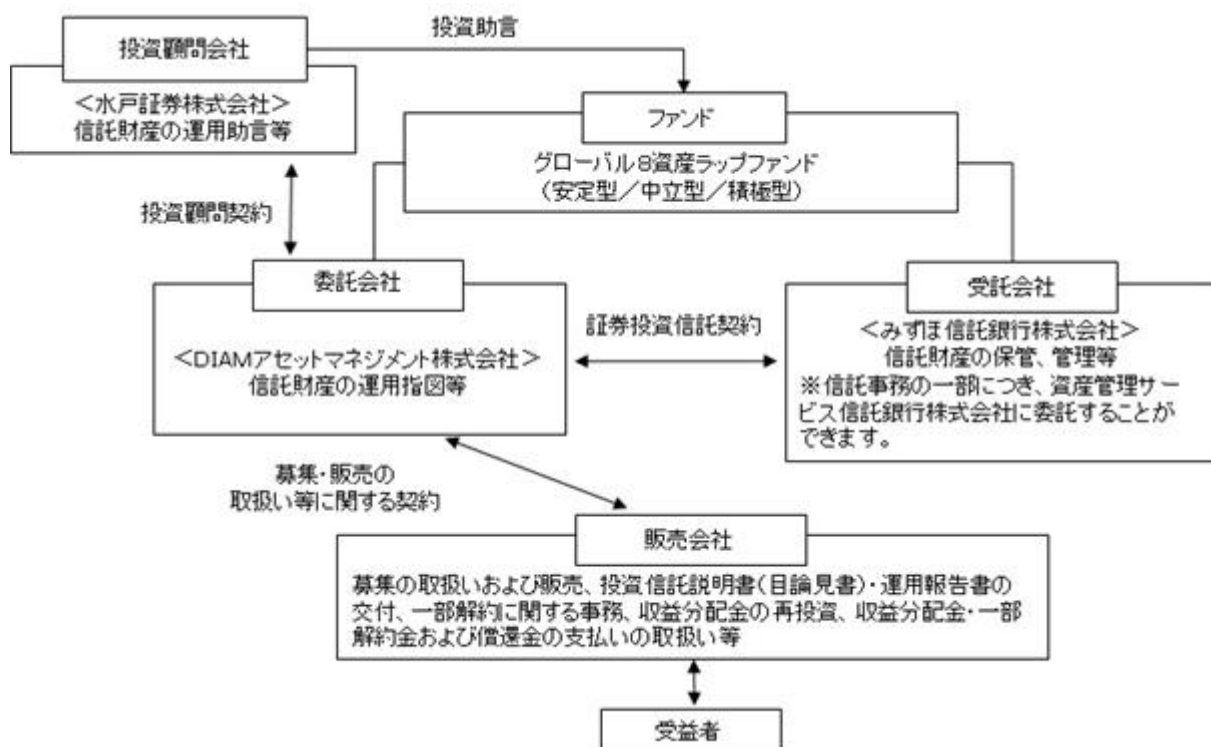
「なし」とは目論見書または投資信託約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記の分類は、一般社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。上記以外の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

（2）【ファンドの沿革】

平成27年12月1日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始（予定）

（3）【ファンドの仕組み】



・「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、各ファンドにかかる証券投資信託契約を締結しております。当該契約の内容は、各ファンドの運用の基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定したものです。

・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

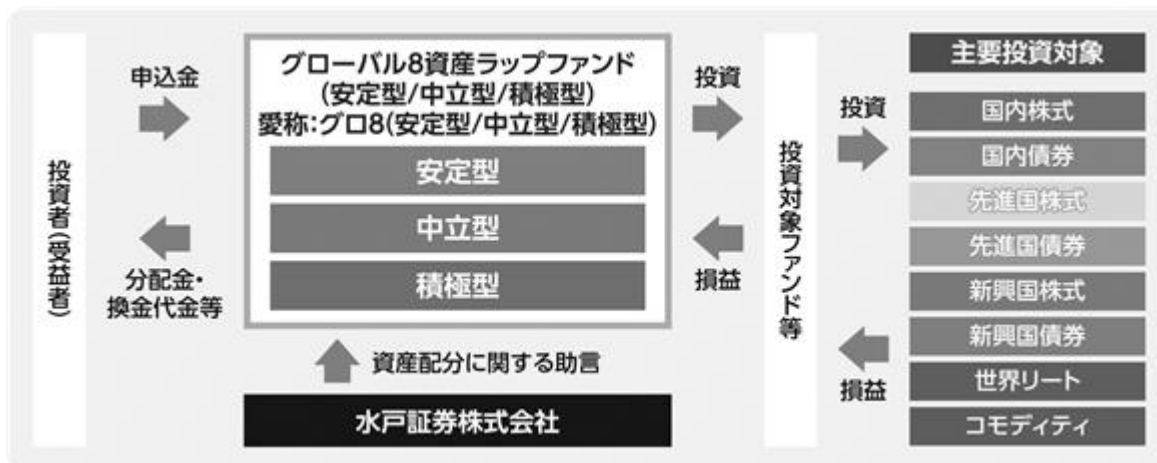
委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、収益分配金・一部解約金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたものです。

・「投資顧問契約」の概要

委託会社と投資顧問会社（水戸証券株式会社）の間においては、各ファンドの運用にかかる助言契約が締結されております。当該契約の内容は、投資顧問サービスの内容、助言の基本方針、運用の責任等について規定したものです。

ファンド・オブ・ファンズ方式とは

各ファンドは、「ファンド・オブ・ファンズ方式」により運用を行います。「ファンド・オブ・ファンズ方式」とは、複数のファンドを投資対象とし、それらを組み合わせて運用する仕組みです。



委託会社の概況

名称：D I A Mアセットマネジメント株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

資本金の額

20億円（平成27年7月31日現在）

委託会社の沿革

| | |
|------------|---|
| 昭和60年7月1日 | 会社設立 |
| 平成10年3月31日 | 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得 |
| 平成10年12月1日 | 証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可 |
| 平成11年10月1日 | 第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。 |
| 平成20年1月1日 | 「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「D I A Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更 |

大株主の状況

（平成27年7月31日現在）

| 株主名 | 住所 | 所有株数 | 所有比率 |
|--------------------|--------------------|---------|-------|
| 第一生命保険株式会社 | 東京都千代田区有楽町一丁目13番1号 | 12,000株 | 50.0% |
| 株式会社みずほフィナンシャルグループ | 東京都千代田区大手町一丁目5番5号 | 12,000株 | 50.0% |

2【投資方針】

（1）【投資方針】

<基本方針>

信託財産の成長を図ることを目的として、運用を行います。

<投資対象>

別に定める投資信託証券を主要投資対象とします。なお、短期金融資産等に直接投資する場合があります。

<投資態度>

主として、別に定める投資信託証券への投資を通じて、実質的に、国内株式、国内債券、先進国株式、先進国債券、新興国株式、新興国債券、世界リート、コモディティ^(*)等の各資産へ投資を行い、世界の様々な資産に分散投資を行います。なお、上記のほか、短期金融資産等に直接投資する場合があります。

(*) コモディティ（商品）への投資に際しては、投資信託証券への投資を通じて、商品指数の動きに概ね連動する投資成果をめざす債券等に実質的に投資を行います。

各資産への投資割合は、目標リスク水準に応じて、長期的見通しに基づく基本資産配分と短・中期的見通しに基づく資産配分を組み合わせることで決定します。上記投資割合は定期的に見直しを行うほか、市場環境等によっては不定期に見直しを行う場合があります。なお、市場環境等によっては、一部の資産への投資割合がゼロとなる場合があります。

コモディティへの投資割合は、原則として、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

各資産への投資割合について、水戸証券株式会社の投資助言を受けます。

別に定める投資信託証券は、継続的にモニタリングを行い、必要な場合は追加、除外、入替えを行う場合があります。

実質的な組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用が出来ない場合があります。

（2）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類（約款第15条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

運用の指図範囲等（約款第16条第1項）

委託会社は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.の証券の性質を有するもの
3. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

運用の指図範囲等（約款第16条第2項）

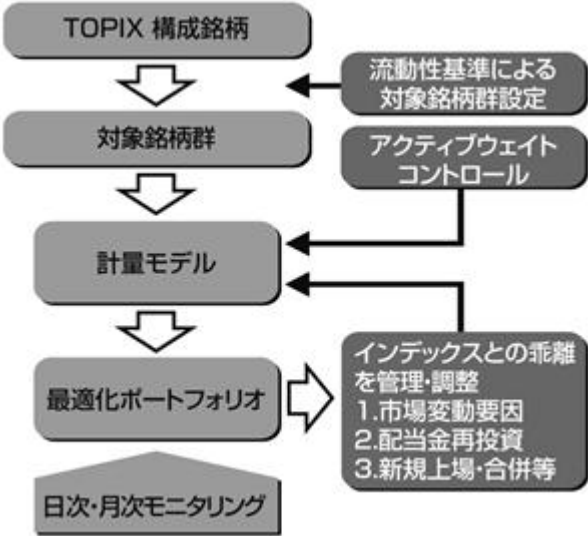
委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（参考）各ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要

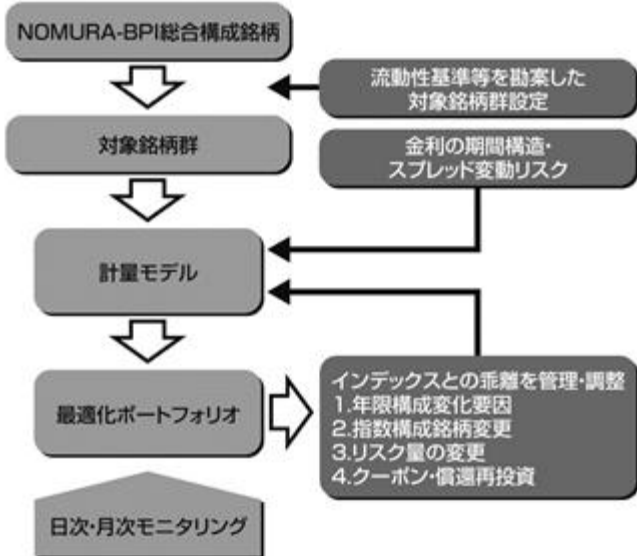
| | |
|--------|---|
| ファンド名 | 国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド |
| 基本方針 | この投資信託は、わが国の株式市場の動きをとらえることを目標に、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に連動する投資成果を目標として運用を行います。 |
| 主な投資対象 | 東京証券取引所第1部に上場されている株式を主要投資対象とします。 |

| | |
|------|---|
| 投資態度 | <p>1.主として東京証券取引所第1部に上場されている株式に投資し、「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」に連動する投資成果をめざして運用を行います。</p> <p>2.最適化法によるポートフォリオ構築を行い、運用コストの最小化と徹底したリスク管理を行います。</p> <p>3.株式（株価指数先物取引を含みます。）の組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、市況動向・資金動向等により弾力的に変更を行う場合があります。</p> <p>4.株式の組入比率の調整には、株価指数先物取引等を活用します。</p> <p>5.非株式割合は原則として信託財産総額の50%以下とします。また、外貨建資産割合は原則として信託財産総額の10%以下とします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>TOPIXの指数値及びTOPIXの商標は、株式会社東京証券取引所（以下「株東京証券取引所」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利及びTOPIXの商標に関するすべての権利は株東京証券取引所が有しています。</p> <p>株東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の停止又はTOPIXの商標の変更若しくは使用の停止を行うことができます。</p> <p>株東京証券取引所は、TOPIXの商標の使用もしくはTOPIXの引用に関して得られる結果について、何ら保証、言及をするものではありません。</p> <p>株東京証券取引所は、TOPIXの指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また株東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。</p> <p>当マザーファンドはTOPIXの指数値に連動した投資成果を目標として運用していますが、当マザーファンドの基準価額とTOPIXの指数値の動向が乖離することがあります。</p> <p>当マザーファンド及び当マザーファンドに投資するファンドは、株東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではありません。</p> <p>株東京証券取引所は、当マザーファンド及び当マザーファンドに投資するファンドの購入者又は公衆に対し、当マザーファンド及び当マザーファンドに投資するファンドの説明、投資のアドバイスをする義務を持ちません。</p> <p>株東京証券取引所は、当社又は当マザーファンド及び当マザーファンドに投資するファンドの購入者のニーズを、TOPIXの指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではありません。</p> <p>以上の項目に限らず、株東京証券取引所は当マザーファンド及び当マザーファンドに投資するファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。</p> </div> |
|------|---|

| | |
|--------|--|
| 運用プロセス | <p>1.流動性基準による対象銘柄群設定 マーケットインパクトの低減を図る為、TOPIX採用銘柄のうち、流動性が低い銘柄を除外して投資対象銘柄群を設定します。</p> <p>2.最適化法によるポートフォリオの構築 インデックスとポートフォリオにおける個別銘柄の構成比率との差（アクティブウェイト）を一定以内に抑えた上で、計量モデルを用い、インデックスとの乖離を抑えます。</p> <p>3.インデックスとの乖離を管理 日次・月次レベルでインデックスとの乖離を管理し、必要な場合には速やかに銘柄入替や組入比率の調整を行います。 インデックスとの乖離要因には以下のものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場変動に伴うもの：推定トラッキングエラーの増加に伴い実施 ・新規上場、合併等に伴うもの：指数に与える影響を勘案し、決定 ・配当金再投資に伴うもの：キャッシュ比率の上昇に伴い実施  |
|--------|--|

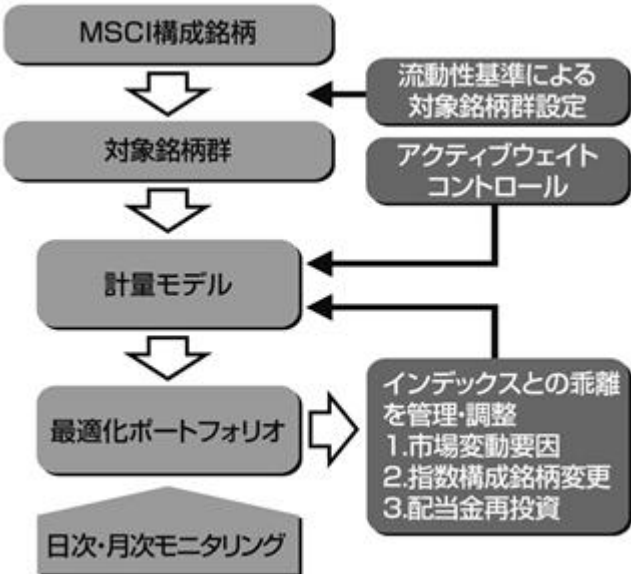
| | |
|----------------|-----------------------|
| 主な投資制限 | 株式への投資割合には、制限を設けません。 |
| 運用会社 (委託会社) | D I A Mアセットマネジメント株式会社 |
| 申込手数料 | ありません。 |
| 信託報酬 | ありません。 |

| | |
|--------|--|
| ファンド名 | 国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド |
| 基本方針 | この投資信託は、NOMURA - B P I 総合に連動する投資成果を目標として運用を行います。 |
| 主な投資対象 | わが国の公社債を主要投資対象とします。 |

| | |
|--------|--|
| 投資態度 | <p>1.主としてわが国の公社債に投資し、「NOMURA - B P I総合」 に連動する投資成果をめざして運用を行います。</p> <p>2.公社債（債券先物取引等を含みます。）の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向・資金動向等により弾力的に変更を行う場合があります。</p> <p>3.公社債の組入比率の調整には、債券先物取引等を活用する場合があります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>NOMURA - B P I総合は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。</p> </div> |
| 運用プロセス | <p>1.流動性基準等による対象銘柄群設定 NOMURA - B P I総合構成銘柄のうち、流動性基準等を勘案して投資対象銘柄群を設定します。</p> <p>2.最適化法によるポートフォリオの構築</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 債券種別・格付けから発生するベンチマーク乖離要因 2) 金利の期間構造、スプレッドの期間構造から発生するベンチマーク乖離要因 <p>1)、2) が最小になると判断されるポートフォリオを構築します。</p> <p>3.インデックスとの乖離を管理 日次・月次レベルでインデックスとの乖離を管理し、必要な場合には速やかに銘柄入替や組入比率の調整を行います。 インデックスとの乖離要因には以下のものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年限構成変化要因 ・ 指数構成銘柄変更 ・リスク量の変更 ・ クーポン、償還再投資  <pre> graph TD A[NOMURA-BPI総合構成銘柄] --> B[対象銘柄群] C[流動性基準等を勘案した対象銘柄群設定] --> B B --> D[計量モデル] E[金利の期間構造・スプレッド変動リスク] --> D D --> F[最適化ポートフォリオ] G[インデックスとの乖離を管理・調整 1.年限構成変化要因 2.指数構成銘柄変更 3.リスク量の変更 4.クーポン・償還再投資] --> F F --> H[日次・月次モニタリング] </pre> |

| | |
|----------------|---|
| 主な投資制限 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 株式への投資は、転換社債の転換、新株予約権の行使および社債権者割当等により取得するものに限りします。 2. 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 3. 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 4. 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 5. 外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 |
| 運用会社 （委託会社） | D I A Mアセットマネジメント株式会社 |
| 申込手数料 | ありません。 |
| 信託報酬 | ありません。 |

| | |
|--------|---|
| ファンド名 | 外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド |
| 基本方針 | この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。 |
| 主な投資対象 | 海外の株式を主要投資対象とします。 |
| 投資態度 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 主に海外の株式に投資を行い、MSCIコクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）に連動する投資成果をめざして運用を行います。 2. 株式への投資は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。 3. 組入外貨建資産については原則為替ヘッジは行いませんが、金利・為替状況によってはヘッジを実施する可能性があります。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>MSCI コクサイ・インデックスは、MSCI Inc. が公表しているインデックスで、当指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc. に属しており、また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。</p> </div> |

| | |
|----------------|--|
| 運用プロセス | <p>1.流動性基準による対象銘柄群設定 取引コスト、マーケットインパクトの低減を図る為、MSCIコクサイ・インデックス構成銘柄のうち、流動性が著しく低くかつ時価総額比率が小さい銘柄を除外して投資銘柄群を設定します。</p> <p>2.最適化法によるポートフォリオの構築 インデックスとポートフォリオにおける個別銘柄の構成比率との差（アクティブウェイト）を一定以内に抑えた上で、計量モデルを用い、インデックスとの乖離を抑えます。</p> <p>3.インデックスとの乖離を管理 日次・月次レベルでインデックスとの乖離を管理して、必要な場合は速やかに銘柄入替や組入比率の調整を行います。 インデックスとの乖離要因には以下のものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場変動に伴うもの：推定トラッキングエラーの増加に伴い実施 ・ベンチマーク構成銘柄の変更に伴うもの：四半期に一度の銘柄入替、コーポレートアクションおよび指数構築手法の変更に伴い実施 ・配当金再投資に伴うもの：キャッシュ比率の上昇に伴い実施  |
| 主な投資制限 | <p>1.株式への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>2.新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において、原則として信託財産の純資産総額の20%以下とします。</p> <p>3.同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、原則として信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>4.外貨建資産への投資には、制限を設けません。</p> |
| 運用会社 (委託会社) | D I A Mアセットマネジメント株式会社 |
| 申込手数料 | ありません。 |
| 信託報酬 | ありません。 |

| | |
|--------|---|
| ファンド名 | 外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド |
| 基本方針 | この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。 |
| 主な投資対象 | 海外の公社債を主要投資対象とします。 |

| | |
|----------------|--|
| 投資態度 | <p>1.主に日本を除く世界主要国の公社債に投資し、「シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース、為替ヘッジなし）」に連動する投資成果をめざして運用を行います。</p> <p>2.外国債券への投資は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。</p> <p>3.外貨建資産については原則為替ヘッジは行いませんが、金利・為替状況によってはヘッジを実施する可能性があります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> シティ世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利はシティグループ・インデックスLLCに帰属します。 </div> |
| 運用プロセス | <p>1.流動性基準等による対象銘柄群設定 シティ世界国債インデックス構成銘柄のうち、流動性基準等を勘案して投資対象銘柄群を設定します。</p> <p>2.最適化法によるポートフォリオの構築 金利の期間構造、通貨エクスポージャーから発生するベンチマーク乖離要因が最小となるポートフォリオを構築します。</p> <p>3.インデックスとの乖離を管理 日次・月次レベルでインデックスとの乖離を管理して、必要な場合には速やかに銘柄入替や組入比率の調整を行います。 インデックスとの乖離要因には以下のものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年限・通貨構成変化要因 ・ 指数構成銘柄変更 ・ リスク量の変更 ・ クーポン・償還再投資 <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <pre> graph TD A[インデックス構成銘柄] --> B[対象銘柄群] C[流動性基準等を勘案した対象銘柄群設定] --> B B --> D[計量モデル] E[金利期間構造為替リスク] --> D D --> F[最適化ポートフォリオ] G[インデックスとの乖離を管理調整 1.年限・通貨構成変化要因 2.指数構成銘柄変更 3.リスク量の変更 4.クーポン・償還再投資] --> F F --> H[日次・月次モニタリング] </pre> </div> |
| 主な投資制限 | <p>1.株式への投資は、転換社債の転換、新株予約権の行使および社債権者割当等により取得するものに限ります。 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>2.同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>3.同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>4.外貨建資産への投資には、制限を設けません。</p> |
| 運用会社 (委託会社) | D I A Mアセットマネジメント株式会社 |
| 申込手数料 | ありません。 |

| | |
|------|--------|
| 信託報酬 | ありません。 |
|------|--------|

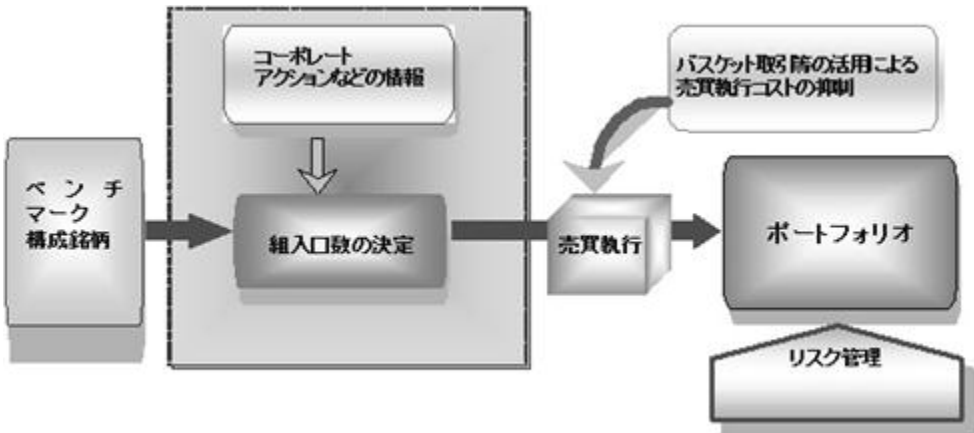
| | |
|----------------|--|
| ファンド名 | エマージング株式パッシブ・マザーファンド |
| 基本方針 | この投資信託は、主として海外の証券取引所に上場している株式 ^(*) に投資し、MSCIEマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）の動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行います。 (*) DR（預託証券）もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。 |
| 主な投資対象 | 海外の証券取引所に上場している株式を主要投資対象とします。 |
| 投資態度 | 1.主として海外の証券取引所に上場している株式に投資し、MSCIEマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）の動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行います。 2.原則として、株式の組入比率は高位を維持します。 3.外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。 MSCIEマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. が公表しているインデックスで、当指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc. に属しており、また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。 |
| 運用プロセス | <p>現地口座の開設可否、預託証券の利用可否を基準に投資対象銘柄群を設定し、インデックスとポートフォリオにおける個別銘柄の構成比率との差(アクティブウェイト)を一定以内に抑えた上で、計量モデルを用いて、インデックスとの乖離を抑えます。 日次・月次レベルでインデックスとの乖離を管理して、必要な場合には速やかに銘柄入替や組入比率の調整を行います。</p> <pre> graph TD A[MSCI構成銘柄] --> B[対象銘柄群] B --> C[計量モデル] C --> D[最適化ポートフォリオ] D --> E[日次・月次モニタリング] F[アクティブウェイトコントロール] --> C F --> D G[インデックスとの乖離を管理・調整 1.市場変動要因 2.指数構成銘柄変更 3.配当金再投資] --> D </pre> |
| 主な投資制限 | 1.株式への投資割合には、制限を設けません。 2.外貨建資産への投資には、制限を設けません。 3.投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 |
| 運用会社 （委託会社） | D I A Mアセットマネジメント株式会社 |
| 申込手数料 | ありません。 |
| 信託報酬 | ありません。 |

| | |
|-------|---|
| ファンド名 | iシェアーズ J.P.モルガン・米ドル建てエマージング・マーケット債券 ETF |
|-------|---|

| ファンドの形態等 | オープンエンド型の外国投資信託（契約型） | | | | | | | | | | | |
|------------------------|--|--|------------------------|-----------------------------|----------|---------|-----------------|---------|-----------------|---------|---------|---------|
| 表示通貨 | 米ドル | | | | | | | | | | | |
| ファンドの目的 および基本的性格 | <p>J.P. モルガン EMBI グローバル・コア・インデックス（以下「対象指数」といいます。）の価格および利回りの実績に概ね対応する投資成果（手数料および経費控除前）をあげることを目標としています。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>J.P. モルガン EMBI グローバル・コア・インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利はジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。</p> </div> | | | | | | | | | | | |
| 主要関係法人 | <p>運用会社 ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ(BFA) 受託者 ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー</p> | | | | | | | | | | | |
| 投資の基本方針 | <p>対象指数は、幅広く多様な米ドル建て新興国債券市場を表す指数であり、新興国で活発に取引されている対外債券商品のトータル・リターンを測定します。債務残高が高い国の構成比率を制限し、制限からの超過分を債務残高が低い国に割り当てることで構成国の比率を調整しています。当ファンドは、サンプリング手法を利用して対象指数への連動を試みます。</p> | | | | | | | | | | | |
| 主な投資制限 | <p>当ファンドは、原則として以下を行いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資の集中（総資産の25%以上を特定の産業または産業グループの証券に投資すること）。但し、当ファンドは、対象指数とほぼ同程度に特定の産業または産業グループの証券に投資を集中する。 ・借入れ（例外的に借入れを行う場合でも、総資産の3分の1を超えてはならない） ・優先証券の発行 ・貸付け ・不動産、商品、商品契約の売買（但し、当ファンドは不動産を営む企業の証券や、不動産や不動産抵当権により担保されている証券やその他金融商品に投資することができる。） ・証券の引受業務 ・経営権または支配権を行使するために会社の有価証券に投資すること ・流動性のない有価証券を純資産総額の15%超保有すること <p>など</p> | | | | | | | | | | | |
| 運用報酬等 | <p>運用会社は、運用報酬として、当該ETFの属するファンドグループの純資産総額の日々平均残高の合計額に対して以下の料率にしたがって計算される運用報酬の合計額のうち、当該ETFにかかる割当額を受領します。</p> <p>ただし、平成30年2月28日までの期間については、運用報酬の一時引き下げが適用され、年間総経費率が0.40%を超えないこととしております。（終了日は変更される可能性があります）。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">ファンドグループの 純資産総額の合計額</th> <th style="text-align: center;">左記の残高レンジに適用される 運用報酬率（年率）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">190億ドル以下</td> <td style="text-align: center;">0.6000%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">190億ドル超330億ドル以下</td> <td style="text-align: center;">0.5700%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">330億ドル超580億ドル以下</td> <td style="text-align: center;">0.5415%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">580億ドル超</td> <td style="text-align: center;">0.5145%</td> </tr> </tbody> </table> | | ファンドグループの 純資産総額の合計額 | 左記の残高レンジに適用される 運用報酬率（年率） | 190億ドル以下 | 0.6000% | 190億ドル超330億ドル以下 | 0.5700% | 330億ドル超580億ドル以下 | 0.5415% | 580億ドル超 | 0.5145% |
| ファンドグループの 純資産総額の合計額 | 左記の残高レンジに適用される 運用報酬率（年率） | | | | | | | | | | | |
| 190億ドル以下 | 0.6000% | | | | | | | | | | | |
| 190億ドル超330億ドル以下 | 0.5700% | | | | | | | | | | | |
| 330億ドル超580億ドル以下 | 0.5415% | | | | | | | | | | | |
| 580億ドル超 | 0.5145% | | | | | | | | | | | |

| | |
|-------|---|
| ファンド名 | J - R E I Tインデックスファンド・マザーファンド |
| 基本方針 | この投資信託は、東証R E I T指数（配当込み）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。 |

| | |
|--------|---|
| 主な投資対象 | 東京証券取引所に上場し、東証REIT指数に採用されている（または採用予定の）不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投信等をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。 |
| 投資態度 | <p>1. 東京証券取引所に上場し、東証REIT指数に採用されている（または採用予定の）不動産投資信託証券を主要投資対象とし、東証REIT指数（配当込み）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。</p> <p>2. 不動産投資信託証券への投資は、原則として高位を維持することをめざします。ただし、市況動向・資金動向等により弾力的に変更を行う場合があります。</p> <p>3. 但し、ファンドの資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときならびに東証REIT指数（配当込み）が改廃されたとき等、やむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。</p> <p>東証REIT指数の指数値及び東証REIT指数の商標は、株式会社東京証券取引所（以下「株東京証券取引所」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証REIT指数に関するすべての権利及び東証REIT指数の商標に関するすべての権利は株東京証券取引所が有しています。</p> <p>株東京証券取引所は、東証REIT指数の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、東証REIT指数の指数値の算出若しくは公表の停止又は東証REIT指数の商標の変更若しくは使用の停止を行うことができます。</p> <p>株東京証券取引所は、東証REIT指数の商標の使用もしくは東証REIT指数の引用に関して得られる結果について、何ら保証、言及をするものではありません。</p> <p>株東京証券取引所は、東証REIT指数の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また株東京証券取引所は、東証REIT指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。</p> <p>当マザーファンドは東証REIT指数の指数値に連動した投資成果を目標として運用を行いますが、当マザーファンドの基準価額と東証REIT指数の指数値の動向が乖離することがあります。</p> <p>当マザーファンド及び当マザーファンドに投資するファンドは、株東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではありません。</p> <p>株東京証券取引所は、当マザーファンド及び当マザーファンドに投資するファンドの購入者又は公衆に対し、当マザーファンド及び当マザーファンドに投資するファンドの説明、投資のアドバイスをする義務を持ちません。</p> <p>株東京証券取引所は、当社又は当マザーファンド及び当マザーファンドに投資するファンドの購入者のニーズを、東証REIT指数の指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではありません。</p> <p>以上の項目に限らず、株東京証券取引所は当マザーファンド及び当マザーファンドに投資するファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。</p> |

| | |
|----------------|--|
| 運用プロセス | <p>1.原則としてベンチマーク構成全銘柄をその構成比率で保有します。ベンチマーク構成銘柄および採用予定銘柄を投資対象銘柄とします。</p> <p>2.新規上場、公募増資、第三者割当等ベンチマーク構成の変更情報を事前に取得し、最適な執行方法によりリバランスを実施します。</p> <p>3.配当金入金等によりキャッシュ比率が上昇した場合にもリバランスを実施します。</p>  |
| 主な投資制限 | <p>1.投資信託証券への投資割合には制限を設けません。</p> <p>2.同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%を超えないものとします。ただし、東証REIT指数採用の不動産投資信託証券の上場時価総額の合計額に占める同一銘柄の不動産投資信託証券の時価総額の割合が30%を超えている場合、当該同一銘柄の不動産投資信託証券への投資割合は、原則として当該同一銘柄の不動産投資信託証券の時価総額が東証REIT指数採用の不動産投資信託証券の上場時価総額の合計額に占める割合の範囲で投資することができるものとします。</p> <p>3.株式への投資は行いません。</p> <p>4.外貨建資産への投資は行いません。</p> |
| 運用会社 (委託会社) | D I A Mアセットマネジメント株式会社 |
| 申込手数料 | ありません。 |
| 信託報酬 | ありません。 |

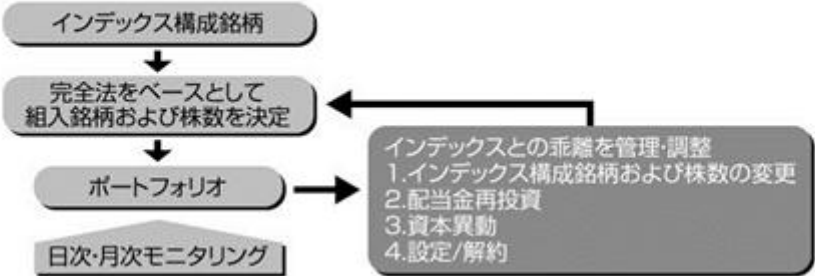
| | |
|--------|---|
| ファンド名 | 外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド |
| 基本方針 | この投資信託は、S & P 先進国 REIT インデックス（除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）に連動する投資成果をめざして運用を行います。 |
| 主な投資対象 | 日本を除く世界各国の不動産投資信託証券を主要投資対象とします。 海外の証券取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券とします。 |

| | |
|------|--|
| 投資態度 | <ol style="list-style-type: none">1.主に日本を除く世界各国の不動産投資信託証券を主要投資対象とし、S & P 先進国REITインデックス（除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）に連動する投資成果をめざして運用を行います。2.不動産投資信託証券への投資割合は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。3.外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。ただし、金利・為替状況によってはヘッジを行う場合があります。 |
|------|--|

Standard & Poor's®並びに S&P®は、スタンダード・プアーズ・ファイナンシャル・サービシーズLLC(以下「S&P」)の登録商標です。Dow Jones®は、ダウ・ジョーンズ・トレードマーク・ホールディングズLLC(以下「ダウ・ジョーンズ」)の登録商標です。これらはS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCに対して使用許諾が与えられており、DIAMアセットマネジメント株式会社に対しては特定の目的のために使用するサブライセンスが与えられています。S&P 先進国 REITインデックスはS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCが所有しており、DIAMアセットマネジメント株式会社に対して使用許諾が与えられています。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLC、ダウ・ジョーンズ、S&P、およびその関連会社(以下総称してS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスとする)は、DIAMアセットマネジメント株式会社の商品を支持、推奨、販売、販売促進するものではなく、本商品の所有者もしくは一般の者に対して、有価証券全般または商品に関する投資について、またS&P 先進国 REITインデックスが市場全般のパフォーマンスに追従する能力について、何ら表明、条件付け又は保証するものではありません。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスのDIAMアセットマネジメント株式会社に対するS&P 先進国 REITインデックスに関わる唯一の関係は、該当する指数、登録商標、サービスマーク、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスの商号についての使用許諾を与えることです。

S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、S&P 先進国 REITインデックスに関する決定、作成及び計算において、DIAMアセットマネジメント株式会社又は本商品の所有者に関係なく行います。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、S&P 先進国REITインデックスに関する決定、作成及び計算において、DIAMアセットマネジメント株式会社又は本商品の所有者の要求等を考慮する義務を負いません。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは本商品の販売に関する時期、価格の決定、又は本商品を現金に換算する式の決定もしくは計算に責任を負わず、また関わっていません。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、本商品の管理、マーケティング又は取引に関する義務又は責任を何ら負うものではありません。指数に基づく投資商品が指数のパフォーマンスに正確に連動し、プラスの投資リターンを上げる保証はありません。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは投資顧問会社ではありません。指数の構成銘柄はS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスが売買及び保有を推奨する銘柄ではなく投資アドバイスをするものでもありません。

S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、S&P 先進国 REITインデックスの適格性、正確性、適時性、完全性、データの遅延、及び電子媒体を含む口頭または書面でのコミュニケーションについて保証しません。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、障害、債務、誤り、欠落又は遅延に対する責任を負いません。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、特定の目的、使用、もしくはDIAMアセットマネジメント株式会社が得るであろう結果への商品的確性、もしくは適切性の保障に関して、明示的にも暗示的にも保証しません。以上のことに関わらず、いかなる場合においても、間接的、偶発的、罰則的、あるいは結果的な損害(利益の損失、トレーディング損失、損失時間、のれんを含む)について、仮にそれらの可能性について事前に通知されていたとしても、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスが責任を負うことはありません。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスとDIAMアセットマネジメント株式会社間での合意及び協定において、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスの許諾者を除き、第3の受益者は存在しません。

| | |
|----------------|--|
| 運用プロセス | <p>ポートフォリオの構築にあたっては、原則としてインデックスである「S&P先進国REITインデックス(除く日本)」を構成する全ての銘柄を、その時価構成比で組み入れることをめざします。インデックスに対する連動性を随時確認し、必要に応じてポートフォリオのリバランスを実施します。</p>  <pre> graph TD A[インデックス構成銘柄] --> B[完全法をベースとして 組入銘柄および株数を決定] B --> C[ポートフォリオ] C --> D[日々・月次モニタリング] C --> E[インデックスとの乖離を管理・調整 1.インデックス構成銘柄および株数の変更 2.配当金再投資 3.資本異動 4.設定/解約] E --> B </pre> |
| 主な投資制限 | <ol style="list-style-type: none"> 1.投資信託証券への投資割合には制限を設けません。 2.外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 3.株式への直接投資は行いません。 4.同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%以内とします。ただし、S & P 先進国 REITインデックス（除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）における時価の構成割合が30%を超える不動産投資信託証券がある場合には、指数との連動性を維持するために当該不動産投資信託証券をS & P 先進国 REITインデックス（除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）の構成割合の範囲で組入れることができるものとします。 |
| 運用会社 （委託会社） | D I A Mアセットマネジメント株式会社 |
| 申込手数料 | ありません。 |
| 信託報酬 | ありません。 |

| | |
|--------|--|
| ファンド名 | コモディティインデックス・マザーファンド |
| 基本方針 | この投資信託は、主としてS&P GSCI商品指数に連動する投資成果をめざして運用を行います。 |
| 主な投資対象 | S&P GSCI商品指数に連動するユーロドル債（証券を含みます。）を主要投資対象とします。 |

| | |
|----------------|---|
| 投資態度 | <p>1.主として、S&P GSCI商品指数 に連動するユーロドル債（証券を含みます。）等に投資することにより、S&P GSCI商品指数の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。</p> <p>2.ユーロドル債（証券を含みます。）の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向、資金動向、信託財産の規模等により弾力的に変更を行う場合があります。</p> <p>3.組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いませんが、金利、為替状況によっては為替ヘッジを行う場合があります。</p> <p>4.ただし、ファンドの資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき、ならびにS&P GSCI商品指数が改廃されたとき等、やむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。</p> <p>S&P GSCI商品指数（「当インデックス」）はS&P Dow Jones Indices LLC（「SPDJI」）の商品であり、それを利用するライセンスがD I A Mアセットマネジメント株式会社に付与されています。Standard & Poor 's®およびS&P®はStandard & Poor 's Financial Services LLC（「S&P」）の登録商標で、Dow Jones®はDow Jones TrademarkHoldings LLC（「Dow Jones」）の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJIに付与されています。S&P®, S&P GSCI®およびS&P GSCI商品指数はS&Pの商標であり、これらを利用するライセンスがSPDJIとその関連会社に、特定目的での利用を許諾するサブライセンスがD I A Mアセットマネジメント株式会社にそれぞれ付与されています。S&P GSCI商品指数は、Goldman Sachs & Co.またはその関連会社によって所有、保証、または承認されたものではなく、これら会社とは一切関係がありません。当ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&Pまたはそれぞれの関連会社によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではなく、SPDJI、Dow Jones、S&P、それぞれの関連会社、または第三者のライセンサーのいずれも、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行いません。</p> |
| 運用プロセス | <p>主にコモディティインデックスに連動するユーロドル債(証券を含む)等に投資し、ベンチマークに連動する投資成果を目標に運用を行います。</p> <pre> graph TD A[インデックス] --> B[ユーロドル債等 (証券を含む)] B --> C[ファンド] D[連動性モニタリング 信用リスクモニタリング] --> A D --> B D --> C E[組み入れ比率管理 資金管理] --> B E --> C F[日次・月次モニタリング] --> C </pre> |
| 主な投資制限 | <p>1.株式への投資は行いません。</p> <p>2.外貨建資産の投資割合には、制限を設けません。</p> |
| 運用会社 （委託会社） | D I A Mアセットマネジメント株式会社 |
| 申込手数料 | ありません。 |

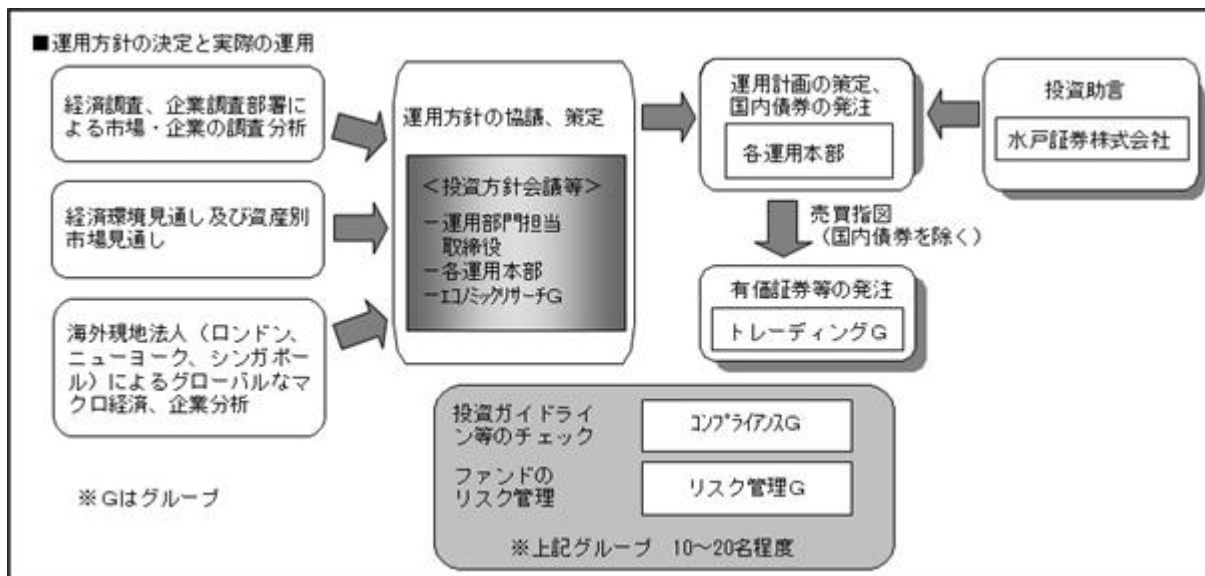
| | |
|------|--------|
| 信託報酬 | ありません。 |
|------|--------|

(注1)上記内容は原則として、有価証券届出書提出時点の情報をもとに作成したものであり、今後、投資信託証券は追加・除外・入替等が行われることがあります。

(注2)「iシェアーズ J.P.モルガン・米ドル建てエマージング・マーケット債券 ETF」はブラックロック・ジャパン株式会社提供の資料を基に作成し、同社の確認のもと掲載したものです。

| |
|------------------------------------|
| 資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。 |
|------------------------------------|

（３）【運用体制】



経済環境見通し、資産別市場見通し、基本投資方針およびファンドの運用方針は、運用部門担当取締役、各運用本部の運用担当者、エコノミックリサーチグループ等で構成される「投資方針会議」にて協議、策定致します。

「投資方針会議」において決定された運用方針をファンドの投資方針に照らし合わせて運用計画を策定します。なお、運用計画の策定は、運用担当者およびアナリスト等の調査活動等に加え、投資助言先から得られた情報も参考にされます。

国内債券の発注は、債券運用本部で執行されます。それ以外の個別の有価証券等の発注は、運用部門から独立したトレーディンググループで執行されます。

なお、ファンドの運用等ガイドラインチェックについては、コンプライアンスグループにて行われます。ファンドのリスク管理や分析については、リスク管理グループにて行われます。

ファンドは、水戸証券株式会社の投資助言を受けます。

マザーファンドを通じたファンドの実質的な運用体制を記載しております。

上記体制は平成27年7月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎決算時（原則として毎年10月12日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

(1) 分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2) 分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。

(3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益の分配方式

(1)信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1.信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額、監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2.売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額、監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある時はその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

(2)上記1.および2.におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(3)毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としません。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

「分配金自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

株式への直接投資は行いません。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

株式への実質投資割合には制限を設けません。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

デリバティブ取引の直接利用は行いません。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する実質比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

特別な場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第19条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図（約款第20条）

- 1)委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額と別に定める投資信託証券のうち親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- 2)上記1)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

資金の借入れ（約款第26条）

- 1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、および運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- 3)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律 第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

3【投資リスク】

< 基準価額の主な変動要因 >

ファンドの基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券の値動き、為替変動等により影響を受けませんが、運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、下記の変動要因により基準価額が下落し、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

資産配分リスク

ファンドの実質資産配分において、収益率の悪い資産への配分比率が大きい場合、基準価額が下がる場合があります。

株価変動リスク

ファンドは、実質的に株式に投資をしますので、株式市場の変動により基準価額が上下します。新興国株式に投資する場合、先進国株式に比べ株価変動リスクが大きくなる傾向があります。

金利リスク

一般的に金利が上昇すると債券、リートの価格は下落します。ファンドは、実質的に債券、リートに投資をしますので、金利変動により基準価額が上下します。新興国債券に投資する場合、先進国債券に比べ金利リスクが大きくなる傾向があります。

リートの価格変動リスク

リートの価格は、リートが投資対象とする不動産等の価値、当該不動産等による賃貸収入の増減、不動産市況の変動、景気や株式市況等の動向などによって変動します。

ファンドは、実質的にリートに投資をしますので、これらの影響を受け、基準価額が上下します。

為替リスク

ファンドは、実質組入外貨建資産について原則として対円で為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該実質組入資産の通貨に対して円高になった場合には基準価額が下がる要因となります。新興国通貨に投資する場合、先進国通貨に比べ為替リスクが大きくなる傾向があります。

信用リスク

ファンドが実質的に投資する株式・債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、ファンドが実質的に投資するリートが収益性の悪化や資金繰り悪化等により清算される場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、投資した資産の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。新興国の株式・債券に投資する場合、先進国の株式・債券に比べ信用リスクが大きくなる傾向があります。

流動性リスク

ファンドにおいて有価証券等を実質的に売却または取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることもあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。新興国の株式・債券に投資する場合、先進国の株式・債券に比べ流動性リスクが大きくなる傾向があります。

カントリーリスク

ファンドの実質的な投資対象国・地域における政治・経済情勢の変化等によっては、運用上の制約を受ける可能性があり、基準価額が下がる要因となります。

コモディティ市況の変動リスク

一般にコモディティ価格は商品の需給関係の変化、為替、金利の変化など様々な要因で変動します。需給関係は、天候、作況、生産国の政治、経済の変化、貿易動向等の影響を大きく受けます。ファンドは、実質的にコモディティに投資をしますので、これらの影響を受け、基準価額が上下します。

< 分配金に関する留意点 >

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。

分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

< その他の留意点 >

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

ファンドは、一部マザーファンドに投資を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等があった場合、資金変動が起こり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、ファンドの基準価額に影響をおよぼす場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付または解約の受付を中止することおよびすでに受付けたお申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付または解約の受付を取り消すことができるものとします。

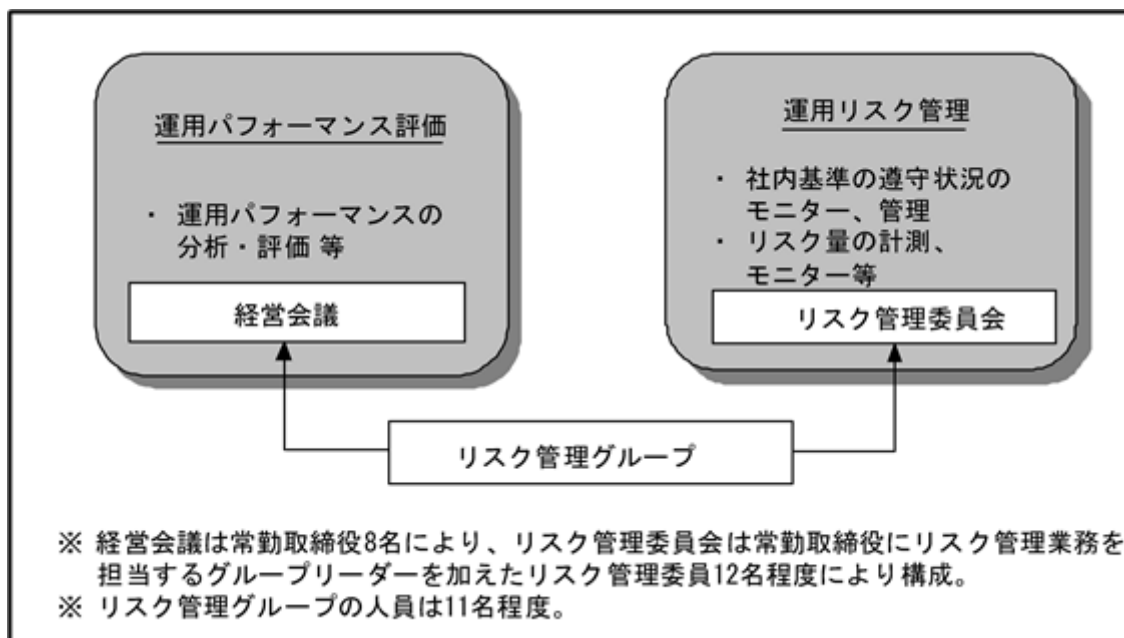
各ファンドは、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、各ファンドにつき受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、当初定められていた信託期間の途中でも信託を終了（繰上償還）する場合があります。

「安定型」「中立型」「積極型」の3つのファンド間でスイッチングを行うことができます。ただし、販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

注意事項

- ・各ファンドは、投資信託証券等の値動きのある有価証券等（外貨建資産へ投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。
- ・投資信託は、預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ・投資信託は、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ・投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があります、これによる損失は購入者が負担することとなります。

< 運用評価・運用リスク管理体制 >



運用パフォーマンス評価は、運用部門から独立したリスク管理グループが月次で対象ファンドについて分析を行い、結果を「経営会議」に報告します。また、「経営会議」において運用パフォーマンス評価方法の協議も行い、適宜見直しを行います。

運用リスク管理は、リスク管理グループがリスクを把握、管理し、運用部門への是正指示を行うなど、適切な管理を行います。また運用リスク管理の結果については月次で「リスク管理委員会」に報告致します。

上記体制は平成27年7月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考情報）

ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資基準価額の推移

「安定型」

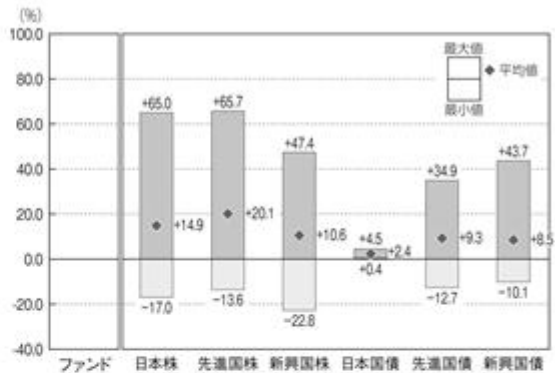
「中立型」

「積極型」

該当事項はありません。

*各ファンドは2015年12月1日から運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、分配金再投資基準価額およびファンドの年間騰落率は
ありません。

ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



各ファンド:2015年12月1日から運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、運用実績はありません。

代表的な資産クラス:2010年8月～2015年7月

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

*各資産クラスの指数

- 日本株…… 東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
 - 先進国株… MSCIコクサイ・インデックス(円ベース、配当込み)
 - 新興国株… MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円ベース、配当込み)
 - 日本国債… NOMURA-BPI国債
 - 先進国債… シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 - 新興国債… JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)
- (注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しています。

- 「東証株価指数(TOPIX)」は、株式会社東京証券取引所(兼東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株式会社東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、株式会社東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、株式会社東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
- 「MSCIコクサイ・インデックス」「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が公表しているインデックスで、当指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に属しており、また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- 「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。
- 「シティ世界国債インデックス」に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はシティグループ・インデックスLLCに帰属します。
- 「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

お申込時に、お申込日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中においては、1口当たり1円とします。）に3.24%（税抜3.00%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

「分配金自動けいぞく投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、お申込手数料はかかりません。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

お申込手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

| | | | |
|-------------------|---|---------|---|
| 各ファンド | <p>ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.3284%（税抜1.23%） 信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率 信託報酬は、毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに信託報酬にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。 委託会社の信託報酬には、各ファンドにかかる投資顧問報酬が含まれます。</p> | | |
| | 支払先 | 内訳（税抜） | 主な役務 |
| | 委託会社 | 年率0.69% | 委託した資金の運用の対価 |
| | 販売会社 | 年率0.50% | 購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価 |
| | 受託会社 | 年率0.04% | 運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価 |
| 投資対象とする 外国投資信託 | <p>iシェアーズ J.P.モルガン・米ドル建てエマージング・マーケット債券 ETFの純資産総額に対して年率0.40%程度 （注）ただし、当該外国投資信託の信託報酬には、年間最低報酬額が定められている場合があり、純資産総額等によっては年率換算で上記の信託報酬率を上回る場合があります。</p> | | |
| 実質的な負担 | <p>各ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.34544%～1.43060%程度（税抜1.24704%～1.33220%程度）（概算） 上記の概算は、各ファンドの信託報酬率と投資対象とする投資信託証券の信託報酬率を合わせた実質的な信託報酬率であり、各ファンドの長期的戦略および短・中期的戦略に基づいて決定される資産配分に基づき算出したものです（設定当初予定している資産配分に基づき算出）。この値は目安であり、投資対象とする投資信託証券の実際の組入比率が変動する可能性や投資信託証券の変更の可能性があることなどから、実質的な信託報酬率は変動することがあり、あらかじめ上限額等を記載することができません。そのため、実質的な信託報酬率は概算で表示しています。</p> | | |

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

(4) 【その他の手数料等】

・ 信託財産留保額

ありません。

・ その他の費用

その他費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用は、受益者の負担とし、毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき、当該監査に要する費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

投資対象とする投資信託証券でかかる費用等は、間接的にファンドで負担します。当該費用は以下の通りです。

| 各ファンドが投資対象とする 投資信託証券 | 主な費用 |
|--|--|
| iシェアーズ J.P.モルガン・米ドル 建てエマージング・マーケット債券 ETF | 信託財産に関する租税、組入資産の売買時の売買手数料、 信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、 法律関係の費用、資産の保管などに要する費用、借入金の利息 および立替金の利息、ファンドの設立にかかる費用等 |
| マザーファンド | 有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかか る手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料に かかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用等 |

上記の「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

不動産投資信託（リート）は市場の需給により価格形成されるため、不動産投資信託（リート）の費用は表示しておりません。

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

（５）【課税上の取扱い】

各ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除の適用はありません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

換金（解約）時および償還時

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率での申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

損益通算について

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、一定の条件のもとで確定申告等により上場株式等の配当所得との通算が可能です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

平成28年1月1日以降、上記の損益通算の対象範囲に、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等が追加される予定です。

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」がご利用になれます。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円（平成28年1月1日以降、年間120万円）の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、平成28年4月1日より、未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（ジュニアNISA）が開始され、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となる予定です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

上記は、平成27年7月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

< 個別元本について >

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金自動けいぞく投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の< 収益分配金の課税について >を参照。）

< 収益分配金の課税について >

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

ファンドは、平成27年12月1日から運用を開始する予定であるため有価証券届出書提出日現在、資産を有しておりません。

(1)【投資状況】

該当事項はありません。

(参考)

国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド

平成27年7月31日現在

| 資産の種類 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|-----------------------|-----------------|---------|
| 株式 | 325,191,145,230 | 97.67 |
| 内 日本 | 325,191,145,230 | 97.67 |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | 7,765,934,323 | 2.33 |
| 純資産総額 | 332,957,079,553 | 100.00 |

その他資産の投資状況

平成27年7月31日現在

| 資産の種類 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|--------------|---------------|---------|
| 株価指数先物取引(買建) | 7,536,400,000 | 2.26 |
| 内 日本 | 7,536,400,000 | 2.26 |

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(注3) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

平成27年7月31日現在

| 資産の種類 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|-----------------------|-----------------|---------|
| 国債証券 | 339,337,444,800 | 81.13 |
| 内 日本 | 339,337,444,800 | 81.13 |
| 地方債証券 | 27,840,163,973 | 6.66 |
| 内 日本 | 27,840,163,973 | 6.66 |
| 特殊債券 | 26,407,772,104 | 6.31 |
| 内 日本 | 26,407,772,104 | 6.31 |
| 社債券 | 22,471,081,840 | 5.37 |
| 内 日本 | 22,163,903,840 | 5.30 |
| 内 アメリカ | 307,178,000 | 0.07 |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | 2,185,919,973 | 0.52 |
| 純資産総額 | 418,242,382,690 | 100.00 |

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

J - R E I Tインデックスファンド・マザーファンド

平成27年7月31日現在

| 資産の種類 | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|-----------------------|----------------|---------|
| 投資証券 | 23,189,034,900 | 98.90 |
| 内 日本 | 23,189,034,900 | 98.90 |
| コール・ローン、その他の資産（負債控除後） | 258,976,726 | 1.10 |
| 純資産総額 | 23,448,011,626 | 100.00 |

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

平成27年7月31日現在

| 資産の種類 | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|---------------|-----------------|---------|
| 株式 | 292,544,050,669 | 95.21 |
| 内 アメリカ | 175,062,748,814 | 56.98 |
| 内 イギリス | 24,341,706,515 | 7.92 |
| 内 スイス | 12,843,681,326 | 4.18 |
| 内 フランス | 11,351,262,503 | 3.69 |
| 内 ドイツ | 11,291,071,818 | 3.67 |
| 内 カナダ | 11,065,312,555 | 3.60 |
| 内 オーストラリア | 7,726,959,622 | 2.51 |
| 内 アイルランド | 5,269,626,239 | 1.72 |
| 内 オランダ | 5,166,798,379 | 1.68 |
| 内 スペイン | 4,498,997,341 | 1.46 |
| 内 スウェーデン | 3,623,264,074 | 1.18 |
| 内 香港 | 2,931,650,283 | 0.95 |
| 内 イタリア | 2,822,036,852 | 0.92 |
| 内 デンマーク | 2,198,863,407 | 0.72 |
| 内 シンガポール | 1,949,406,827 | 0.63 |
| 内 ジャージー | 1,792,608,238 | 0.58 |
| 内 ベルギー | 1,670,595,462 | 0.54 |
| 内 フィンランド | 1,066,584,507 | 0.35 |
| 内 バミューダ | 1,064,542,487 | 0.35 |
| 内 オランダ領キュラソー | 1,021,923,803 | 0.33 |
| 内 イスラエル | 834,893,731 | 0.27 |
| 内 ケイマン諸島 | 774,138,348 | 0.25 |
| 内 ノルウェー | 695,423,815 | 0.23 |
| 内 ルクセンブルグ | 438,190,326 | 0.14 |
| 内 オーストリア | 213,949,945 | 0.07 |
| 内 パナマ | 208,963,658 | 0.07 |
| 内 ポルトガル | 207,379,135 | 0.07 |
| 内 ニュージーランド | 141,104,469 | 0.05 |
| 内 リベリア | 136,806,717 | 0.04 |
| 内 イギリス領バージン諸島 | 86,571,038 | 0.03 |
| 内 マン島 | 46,987,279 | 0.02 |
| 内 モーリシャス | 1,156 | 0.00 |
| 投資信託受益証券 | 868,383,138 | 0.28 |
| 内 オーストラリア | 758,660,917 | 0.25 |

| | | | |
|-----------------------|----------|-----------------|--------|
| | 内 シンガポール | 109,722,221 | 0.04 |
| 投資証券 | | 6,319,598,666 | 2.06 |
| | 内 アメリカ | 5,245,540,208 | 1.71 |
| | 内 イギリス | 467,796,561 | 0.15 |
| | 内 フランス | 425,704,032 | 0.14 |
| | 内 香港 | 141,322,800 | 0.05 |
| | 内 カナダ | 39,235,065 | 0.01 |
| コール・ローン、その他の資産（負債控除後） | | 7,519,143,244 | 2.45 |
| 純資産総額 | | 307,251,175,717 | 100.00 |

その他資産の投資状況

平成27年7月31日現在

| 資産の種類 | 時価合計（円） | 投資比率（%） |
|--------------|---------------|---------|
| 為替予約取引（売建） | 935,822,600 | 0.30 |
| - | 935,822,600 | 0.30 |
| 株価指数先物取引（買建） | 6,676,411,222 | 2.17 |
| 内 アメリカ | 4,305,558,642 | 1.40 |
| 内 ドイツ | 1,272,569,370 | 0.41 |
| 内 イギリス | 576,518,904 | 0.19 |
| 内 オーストラリア | 279,776,497 | 0.09 |
| 内 カナダ | 241,987,809 | 0.08 |

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（注3）為替予約取引の時価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

（注4）先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

平成27年7月31日現在

| 資産の種類 | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|-----------------------|-----------------|---------|
| 国債証券 | 315,967,317,011 | 97.52 |
| 内 アメリカ | 135,569,449,111 | 41.84 |
| 内 イタリア | 30,993,668,225 | 9.57 |
| 内 フランス | 30,588,167,634 | 9.44 |
| 内 イギリス | 27,242,918,891 | 8.41 |
| 内 ドイツ | 23,942,598,199 | 7.39 |
| 内 スペイン | 16,730,391,999 | 5.16 |
| 内 オランダ | 8,144,782,699 | 2.51 |
| 内 ベルギー | 8,048,873,245 | 2.48 |
| 内 カナダ | 6,715,809,357 | 2.07 |
| 内 オーストラリア | 5,107,183,759 | 1.58 |
| 内 オーストリア | 4,984,872,896 | 1.54 |
| 内 メキシコ | 3,121,930,102 | 0.96 |
| 内 アイルランド | 2,412,113,863 | 0.74 |
| 内 デンマーク | 2,118,374,821 | 0.65 |
| 内 ポーランド | 1,827,238,153 | 0.56 |
| 内 フィンランド | 1,785,835,772 | 0.55 |
| 内 マレーシア | 1,602,777,462 | 0.49 |
| 内 南アフリカ | 1,574,201,247 | 0.49 |
| 内 スウェーデン | 1,490,770,547 | 0.46 |
| 内 シンガポール | 1,118,397,415 | 0.35 |
| 内 ノルウェー | 846,961,614 | 0.26 |
| コール・ローン、その他の資産（負債控除後） | 8,039,723,805 | 2.48 |
| 純資産総額 | 324,007,040,816 | 100.00 |

その他資産の投資状況

平成27年7月31日現在

| 資産の種類 | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|------------|-------------|---------|
| 為替予約取引（売建） | 464,340,790 | 0.14 |
| - | 464,340,790 | 0.14 |

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（注3）為替予約取引の時価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド

平成27年7月31日現在

| 資産の種類 | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|-----------------------|----------------|---------|
| 投資信託受益証券 | 3,212,760,475 | 10.96 |
| 内 オーストラリア | 2,305,299,792 | 7.87 |
| 内 シンガポール | 907,460,683 | 3.10 |
| 投資証券 | 25,912,603,151 | 88.41 |
| 内 アメリカ | 20,455,690,502 | 69.79 |
| 内 イギリス | 2,125,921,638 | 7.25 |
| 内 フランス | 1,439,500,501 | 4.91 |
| 内 カナダ | 575,232,304 | 1.96 |
| 内 香港 | 496,288,141 | 1.69 |
| 内 オランダ | 164,850,189 | 0.56 |
| 内 ベルギー | 151,792,621 | 0.52 |
| 内 スペイン | 143,121,028 | 0.49 |
| 内 ニューゼーランド | 129,445,341 | 0.44 |
| 内 アイルランド | 72,488,779 | 0.25 |
| 内 ドイツ | 48,602,020 | 0.17 |
| 内 シンガポール | 43,264,000 | 0.15 |
| 内 イタリア | 30,748,189 | 0.10 |
| 内 マン島 | 23,311,454 | 0.08 |
| 内 イスラエル | 12,346,444 | 0.04 |
| コール・ローン、その他の資産（負債控除後） | 184,679,835 | 0.63 |
| 純資産総額 | 29,310,043,461 | 100.00 |

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

コモディティインデックス・マザーファンド

平成26年7月31日現在

| 資産の種類 | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|-----------------------|---------------|---------|
| 社債券 | 1,907,963,898 | 99.24 |
| 内 イギリス | 1,907,963,898 | 99.24 |
| コール・ローン、その他の資産（負債控除後） | 14,665,447 | 0.76 |
| 純資産総額 | 1,922,629,345 | 100.00 |

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

エマージング株式パッシブ・マザーファンド

平成27年7月31日現在

| 資産の種類 | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|-----------------------|----------------|---------|
| 株式 | 35,260,565,659 | 96.45 |
| 内 韓国 | 5,099,178,487 | 13.95 |
| 内 中国 | 4,613,226,036 | 12.62 |
| 内 台湾 | 4,409,882,307 | 12.06 |
| 内 インド | 2,992,117,210 | 8.18 |
| 内 南アフリカ | 2,773,658,836 | 7.59 |
| 内 ブラジル | 2,539,434,986 | 6.95 |
| 内 ケイマン諸島 | 1,831,494,153 | 5.01 |
| 内 香港 | 1,811,925,083 | 4.96 |
| 内 ロシア | 1,340,273,833 | 3.67 |
| 内 メキシコ | 1,335,574,302 | 3.65 |
| 内 マレーシア | 1,204,028,798 | 3.29 |
| 内 インドネシア | 850,405,207 | 2.33 |
| 内 タイ | 797,995,554 | 2.18 |
| 内 ポーランド | 532,483,052 | 1.46 |
| 内 フィリピン | 519,870,449 | 1.42 |
| 内 トルコ | 493,568,765 | 1.35 |
| 内 バミューダ | 453,971,807 | 1.24 |
| 内 チリ | 433,480,044 | 1.19 |
| 内 カタール | 355,657,675 | 0.97 |
| 内 アラブ首長国連邦 | 289,624,996 | 0.79 |
| 内 コロンビア | 202,635,007 | 0.55 |
| 内 ハンガリー | 86,414,036 | 0.24 |
| 内 チェコ | 69,690,330 | 0.19 |
| 内 エジプト | 66,618,725 | 0.18 |
| 内 ギリシャ | 59,273,939 | 0.16 |
| 内 アメリカ | 46,154,291 | 0.13 |
| 内 マルタ | 36,045,793 | 0.10 |
| 内 ペルー | 15,881,958 | 0.04 |
| 投資信託受益証券 | 270,549,187 | 0.74 |
| 内 メキシコ | 270,549,187 | 0.74 |
| 投資証券 | 93,999,746 | 0.26 |
| 内 メキシコ | 50,824,366 | 0.14 |
| 内 南アフリカ | 23,577,904 | 0.06 |
| 内 トルコ | 19,597,476 | 0.05 |
| コール・ローン、その他の資産（負債控除後） | 935,004,549 | 2.56 |
| 純資産総額 | 36,560,119,141 | 100.00 |

その他資産の投資状況

平成27年7月31日現在

| 資産の種類 | 時価合計（円） | 投資比率（%） |
|--------------|---------------|---------|
| 為替予約取引（買建） | 52,092,600 | 0.14 |
| - | 52,092,600 | 0.14 |
| 為替予約取引（売建） | 1,004,643,000 | 2.75 |
| - | 1,004,643,000 | 2.75 |
| 株価指数先物取引（買建） | 964,984,685 | 2.64 |
| 内 アメリカ | 964,984,685 | 2.64 |

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（注3）為替予約取引の時価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

（注4）先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

（参考）

国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド

平成27年7月31日現在

| 順位 | 銘柄名 発行体の国/地域 | 種類 業種 | 数量 | 簿価単価 簿価金額 (円) | 評価単価 評価金額 (円) | 利率(%) 償還日 | 投資 比率 |
|----|-------------------------|--------------|------------|----------------------------|----------------------------|--------------|----------|
| 1 | トヨタ自動車 日本 | 株式 輸送用機器 | 1,843,200 | 7,700.00 14,192,640,000 | 8,253.00 15,211,929,600 | - - | 4.57% |
| 2 | 三菱UFJフィナンシャル・グループ 日本 | 株式 銀行業 | 10,579,500 | 679.90 7,193,002,050 | 900.00 9,521,550,000 | - - | 2.86% |
| 3 | 三井住友フィナンシャルグループ 日本 | 株式 銀行業 | 997,100 | 4,177.00 4,164,886,700 | 5,544.00 5,527,922,400 | - - | 1.66% |
| 4 | みずほフィナンシャルグループ 日本 | 株式 銀行業 | 18,491,400 | 200.43 3,706,354,332 | 267.90 4,953,846,060 | - - | 1.49% |
| 5 | 日本電信電話 日本 | 株式 情報・通信業 | 1,031,800 | 3,606.00 3,720,670,800 | 4,763.50 4,914,979,300 | - - | 1.48% |
| 6 | ソフトバンクグループ 日本 | 株式 情報・通信業 | 697,400 | 7,136.00 4,976,646,400 | 6,881.00 4,798,809,400 | - - | 1.44% |
| 7 | 本田技研工業 日本 | 株式 輸送用機器 | 1,202,000 | 3,820.50 4,592,241,000 | 3,979.50 4,783,359,000 | - - | 1.44% |
| 8 | 日本たばこ産業 日本 | 株式 食料品 | 884,700 | 3,525.80 3,119,279,100 | 4,813.50 4,258,503,450 | - - | 1.28% |
| 9 | KDDI 日本 | 株式 情報・通信業 | 1,339,600 | 2,595.33 3,476,708,802 | 3,150.50 4,220,409,800 | - - | 1.27% |
| 10 | ソニー 日本 | 株式 電気機器 | 938,800 | 3,102.36 2,912,503,057 | 3,533.00 3,316,780,400 | - - | 1.00% |
| 11 | 武田薬品工業 日本 | 株式 医薬品 | 524,200 | 5,922.00 3,104,312,400 | 6,240.00 3,271,008,000 | - - | 0.98% |
| 12 | セブン&アイ・ホールディングス 日本 | 株式 小売業 | 551,500 | 4,386.00 2,418,879,000 | 5,724.00 3,156,786,000 | - - | 0.95% |
| 13 | 東日本旅客鉄道 日本 | 株式 陸運業 | 244,800 | 9,140.00 2,237,472,000 | 12,250.00 2,998,800,000 | - - | 0.90% |
| 14 | アステラス製薬 日本 | 株式 医薬品 | 1,567,200 | 1,830.00 2,867,976,000 | 1,867.00 2,925,962,400 | - - | 0.88% |
| 15 | ファナック 日本 | 株式 電気機器 | 139,100 | 20,035.00 2,786,868,500 | 20,680.00 2,876,588,000 | - - | 0.86% |
| 16 | キヤノン 日本 | 株式 電気機器 | 719,100 | 3,732.50 2,684,040,750 | 3,972.00 2,856,265,200 | - - | 0.86% |
| 17 | 東京海上ホールディングス 日本 | 株式 保険業 | 534,200 | 4,076.50 2,177,666,300 | 5,165.00 2,759,143,000 | - - | 0.83% |
| 18 | 三菱商事 日本 | 株式 卸売業 | 1,010,300 | 2,223.00 2,245,896,900 | 2,679.50 2,707,098,850 | - - | 0.81% |

| | | | | | | | |
|----|------------------|----------------------|-----------|----------------------------|----------------------------|--------|-------|
| 19 | 三菱地所 日本 | 株式 不動産業 | 980,000 | 2,514.00 2,463,720,000 | 2,755.00 2,699,900,000 | - - | 0.81% |
| 20 | NTTドコモ 日本 | 株式 情報・通信業 | 1,016,700 | 1,996.50 2,029,841,550 | 2,614.50 2,658,162,150 | - - | 0.80% |
| 21 | 東海旅客鉄道 日本 | 株式 陸運業 | 119,600 | 19,475.00 2,329,210,000 | 21,720.00 2,597,712,000 | - - | 0.78% |
| 22 | 日立製作所 日本 | 株式 電気機器 | 3,207,000 | 798.70 2,561,430,900 | 804.40 2,579,710,800 | - - | 0.77% |
| 23 | 村田製作所 日本 | 株式 電気機器 | 140,200 | 12,780.00 1,791,756,000 | 18,400.00 2,579,680,000 | - - | 0.77% |
| 24 | 三井不動産 日本 | 株式 不動産業 | 699,000 | 3,126.00 2,185,074,000 | 3,528.50 2,466,421,500 | - - | 0.74% |
| 25 | 野村ホールディングス 日本 | 株式 証券、商品先 物取引業 | 2,694,600 | 643.40 1,733,705,640 | 881.40 2,375,020,440 | - - | 0.71% |
| 26 | パナソニック 日本 | 株式 電気機器 | 1,628,000 | 1,318.50 2,146,518,000 | 1,457.00 2,371,996,000 | - - | 0.71% |
| 27 | 花王 日本 | 株式 化学 | 376,300 | 5,014.00 1,886,768,200 | 6,291.00 2,367,303,300 | - - | 0.71% |
| 28 | 日産自動車 日本 | 株式 輸送用機器 | 1,875,200 | 1,064.00 1,995,212,800 | 1,198.50 2,247,427,200 | - - | 0.67% |
| 29 | ブリヂストン 日本 | 株式 ゴム製品 | 472,100 | 4,565.54 2,155,395,100 | 4,678.00 2,208,483,800 | - - | 0.66% |
| 30 | 第一生命保険 日本 | 株式 保険業 | 844,900 | 1,720.00 1,453,228,000 | 2,522.00 2,130,837,800 | - - | 0.64% |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

平成27年7月31日現在

| 種類 | 投資比率 |
|----|--------|
| 株式 | 97.67% |
| 合計 | 97.67% |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

平成27年7月31日現在

| 業種 | 国内/外国 | 投資比率 |
|------------|-------|--------|
| 電気機器 | 国内 | 11.55% |
| 輸送用機器 | | 10.76% |
| 銀行業 | | 9.51% |
| 情報・通信業 | | 6.86% |
| 化学 | | 5.76% |
| 医薬品 | | 4.85% |
| 小売業 | | 4.77% |
| 機械 | | 4.46% |
| 食料品 | | 4.40% |
| 陸運業 | | 4.10% |
| 卸売業 | | 3.96% |
| サービス業 | | 3.14% |
| 不動産業 | | 2.79% |
| 保険業 | | 2.71% |
| 建設業 | | 2.56% |
| 電気・ガス業 | | 2.27% |
| その他製品 | | 1.56% |
| 精密機器 | | 1.40% |
| 証券、商品先物取引業 | | 1.39% |
| その他金融業 | | 1.31% |
| 鉄鋼 | | 1.26% |
| ガラス・土石製品 | | 0.92% |
| ゴム製品 | | 0.90% |
| 非鉄金属 | | 0.89% |
| 繊維製品 | | 0.72% |
| 空運業 | | 0.67% |
| 金属製品 | | 0.57% |
| 石油・石炭製品 | | 0.47% |
| 鉱業 | | 0.37% |
| 海運業 | | 0.26% |
| パルプ・紙 | 0.23% | |
| 倉庫・運輸関連業 | 0.21% | |
| 水産・農林業 | 0.07% | |
| 合計 | | 97.67% |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

平成27年7月31日現在

| 順位 | 銘柄名 発行体の国/地域 | 種類 | 数量 | 簿価単価 簿価金額 (円) | 評価単価 評価金額 (円) | 利率(%) 償還日 | 投資 比率 |
|----|---------------------------|------|---------------|-------------------------|-------------------------|------------------------|----------|
| 1 | 1 2 2 回 利付国庫債券(5年) 日本 | 国債証券 | 5,000,000,000 | 99.98 4,999,120,000 | 100.13 5,006,500,000 | 0.100000 2019/12/20 | 1.20% |
| 2 | 1 2 3 回 利付国庫債券(5年) 日本 | 国債証券 | 5,000,000,000 | 100.05 5,002,610,000 | 100.09 5,004,600,000 | 0.100000 2020/3/20 | 1.20% |
| 3 | 1 1 4 回 利付国庫債券(5年) 日本 | 国債証券 | 4,500,000,000 | 100.80 4,536,370,000 | 100.87 4,539,375,000 | 0.300000 2018/9/20 | 1.09% |
| 4 | 1 1 8 回 利付国庫債券(5年) 日本 | 国債証券 | 4,500,000,000 | 100.34 4,515,420,000 | 100.58 4,526,100,000 | 0.200000 2019/6/20 | 1.08% |
| 5 | 1 1 7 回 利付国庫債券(5年) 日本 | 国債証券 | 4,500,000,000 | 100.38 4,517,310,000 | 100.57 4,526,055,000 | 0.200000 2019/3/20 | 1.08% |
| 6 | 1 1 6 回 利付国庫債券(5年) 日本 | 国債証券 | 4,500,000,000 | 100.42 4,518,900,000 | 100.57 4,525,785,000 | 0.200000 2018/12/20 | 1.08% |
| 7 | 1 0 3 回 利付国庫債券(5年) 日本 | 国債証券 | 4,500,000,000 | 100.53 4,523,850,000 | 100.48 4,521,915,000 | 0.300000 2017/3/20 | 1.08% |
| 8 | 1 0 6 回 利付国庫債券(5年) 日本 | 国債証券 | 4,500,000,000 | 100.37 4,516,830,000 | 100.41 4,518,675,000 | 0.200000 2017/9/20 | 1.08% |
| 9 | 1 0 5 回 利付国庫債券(5年) 日本 | 国債証券 | 4,500,000,000 | 100.33 4,515,210,000 | 100.37 4,516,875,000 | 0.200000 2017/6/20 | 1.08% |
| 10 | 1 0 7 回 利付国庫債券(5年) 日本 | 国債証券 | 4,300,000,000 | 100.39 4,317,028,000 | 100.46 4,319,909,000 | 0.200000 2017/12/20 | 1.03% |
| 11 | 3 3 5 回 利付国庫債券(10年) 日本 | 国債証券 | 4,000,000,000 | 100.73 4,029,445,000 | 101.37 4,054,840,000 | 0.500000 2024/9/20 | 0.97% |
| 12 | 3 3 8 回 利付国庫債券(10年) 日本 | 国債証券 | 4,000,000,000 | 100.07 4,002,970,000 | 100.13 4,005,560,000 | 0.400000 2025/3/20 | 0.96% |
| 13 | 3 0 5 回 利付国庫債券(10年) 日本 | 国債証券 | 3,500,000,000 | 105.57 3,694,982,000 | 105.36 3,687,880,000 | 1.300000 2019/12/20 | 0.88% |
| 14 | 3 0 1 回 利付国庫債券(10年) 日本 | 国債証券 | 3,400,000,000 | 105.97 3,603,082,000 | 105.61 3,590,740,000 | 1.500000 2019/6/20 | 0.86% |
| 15 | 3 3 2 回 利付国庫債券(10年) 日本 | 国債証券 | 3,500,000,000 | 101.96 3,568,845,000 | 102.53 3,588,725,000 | 0.600000 2023/12/20 | 0.86% |

| | | | | | | | |
|----|------------------------|------|---------------|-------------------------|-------------------------|------------------------|-------|
| 16 | 113回 利付国庫債券（5年） 日本 | 国債証券 | 3,500,000,000 | 100.76 3,526,775,000 | 100.81 3,528,665,000 | 0.300000 2018/6/20 | 0.84% |
| 17 | 102回 利付国庫債券（5年） 日本 | 国債証券 | 3,500,000,000 | 100.48 3,517,010,000 | 100.41 3,514,455,000 | 0.300000 2016/12/20 | 0.84% |
| 18 | 282回 利付国庫債券（10年） 日本 | 国債証券 | 3,400,000,000 | 102.64 3,489,998,000 | 101.91 3,465,212,000 | 1.700000 2016/9/20 | 0.83% |
| 19 | 297回 利付国庫債券（10年） 日本 | 国債証券 | 3,300,000,000 | 104.98 3,464,571,000 | 104.62 3,452,559,000 | 1.400000 2018/12/20 | 0.83% |
| 20 | 334回 利付国庫債券（10年） 日本 | 国債証券 | 3,300,000,000 | 101.75 3,357,810,000 | 102.32 3,376,824,000 | 0.600000 2024/6/20 | 0.81% |
| 21 | 330回 利付国庫債券（10年） 日本 | 国債証券 | 3,200,000,000 | 103.89 3,324,627,000 | 104.21 3,334,880,000 | 0.800000 2023/9/20 | 0.80% |
| 22 | 289回 利付国庫債券（10年） 日本 | 国債証券 | 3,200,000,000 | 104.09 3,330,912,000 | 103.54 3,313,344,000 | 1.500000 2017/12/20 | 0.79% |
| 23 | 333回 利付国庫債券（10年） 日本 | 国債証券 | 3,200,000,000 | 102.03 3,265,025,000 | 102.43 3,277,952,000 | 0.600000 2024/3/20 | 0.78% |
| 24 | 313回 利付国庫債券（10年） 日本 | 国債証券 | 3,000,000,000 | 107.04 3,211,320,000 | 106.65 3,199,560,000 | 1.300000 2021/3/20 | 0.77% |
| 25 | 321回 利付国庫債券（10年） 日本 | 国債証券 | 3,000,000,000 | 105.40 3,162,060,000 | 105.57 3,167,250,000 | 1.000000 2022/3/20 | 0.76% |
| 26 | 296回 利付国庫債券（10年） 日本 | 国債証券 | 3,000,000,000 | 105.05 3,151,770,000 | 104.61 3,138,330,000 | 1.500000 2018/9/20 | 0.75% |
| 27 | 328回 利付国庫債券（10年） 日本 | 国債証券 | 3,000,000,000 | 102.28 3,068,580,000 | 102.77 3,083,160,000 | 0.600000 2023/3/20 | 0.74% |
| 28 | 120回 利付国庫債券（5年） 日本 | 国債証券 | 3,000,000,000 | 100.31 3,009,570,000 | 100.57 3,017,280,000 | 0.200000 2019/9/20 | 0.72% |
| 29 | 99回 利付国庫債券（5年） 日本 | 国債証券 | 3,000,000,000 | 100.58 3,017,580,000 | 100.45 3,013,530,000 | 0.400000 2016/9/20 | 0.72% |
| 30 | 310回 利付国庫債券（10年） 日本 | 国債証券 | 2,800,000,000 | 104.76 2,933,448,000 | 104.59 2,928,576,000 | 1.000000 2020/9/20 | 0.70% |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

平成27年7月31日現在

| 種類 | 投資比率 |
|-------|--------|
| 国債証券 | 81.13% |
| 地方債証券 | 6.66% |
| 特殊債券 | 6.31% |
| 社債券 | 5.37% |
| 合計 | 99.48% |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

J - R E I Tインデックスファンド・マザーファンド

平成27年7月31日現在

| 順位 | 銘柄名 発行体の国/地域 | 種類 | 数量 | 簿価単価 簿価金額 (円) | 評価単価 評価金額 (円) | 利率(%) 償還日 | 投資 比率 |
|----|---------------------------|------|-------|-----------------------------|-----------------------------|--------------|----------|
| 1 | 日本ビルファンド投資法人 日本 | 投資証券 | 3,136 | 572,296.60 1,794,722,145 | 554,000.00 1,737,344,000 | - - | 7.41% |
| 2 | ジャパンリアルエステイト投資法人 日本 | 投資証券 | 2,908 | 561,501.45 1,632,846,220 | 556,000.00 1,616,848,000 | - - | 6.90% |
| 3 | 日本リテールファンド投資法人 日本 | 投資証券 | 5,398 | 245,156.29 1,323,353,663 | 243,000.00 1,311,714,000 | - - | 5.59% |
| 4 | ユナイテッド・アーバン投資法人 日本 | 投資証券 | 5,874 | 183,625.55 1,078,616,493 | 180,000.00 1,057,320,000 | - - | 4.51% |
| 5 | 日本プロロジスリート投資法人 日本 | 投資証券 | 3,844 | 234,116.22 899,942,783 | 244,500.00 939,858,000 | - - | 4.01% |
| 6 | オリックス不動産投資法人 日本 | 投資証券 | 4,966 | 173,164.75 859,936,172 | 168,800.00 838,260,800 | - - | 3.57% |
| 7 | アドバンス・レジデンス投資法人 日本 | 投資証券 | 2,888 | 291,279.65 841,215,646 | 270,500.00 781,204,000 | - - | 3.33% |
| 8 | 日本プライムリアルティ投資法人 日本 | 投資証券 | 1,939 | 403,182.28 781,770,450 | 401,500.00 778,508,500 | - - | 3.32% |
| 9 | 森トラスト総合リート投資法人 日本 | 投資証券 | 2,932 | 226,470.78 664,012,344 | 230,300.00 675,239,600 | - - | 2.88% |
| 10 | 大和証券オフィス投資法人 日本 | 投資証券 | 1,075 | 597,809.56 642,645,285 | 612,000.00 657,900,000 | - - | 2.81% |
| 11 | アクティブピア・プロパティーズ投資法人 日本 | 投資証券 | 616 | 1,039,365.73 640,249,292 | 1,042,000.00 641,872,000 | - - | 2.74% |
| 12 | G L P投資法人 日本 | 投資証券 | 5,310 | 119,767.23 635,963,994 | 119,300.00 633,483,000 | - - | 2.70% |

| | | | | | | | |
|----|--------------------------|------|-------|---------------------------|---------------------------|--------|-------|
| 13 | フロンティア不動産投資法人 日本 | 投資証券 | 1,102 | 572,421.43 630,808,423 | 540,000.00 595,080,000 | - - | 2.54% |
| 14 | ジャパン・ホテル・リート投資法人 日本 | 投資証券 | 6,984 | 80,867.12 564,775,980 | 80,200.00 560,116,800 | - - | 2.39% |
| 15 | 野村不動産マスターファンド投資法人 日本 | 投資証券 | 3,699 | 156,444.83 578,689,456 | 148,900.00 550,781,100 | - - | 2.35% |
| 16 | ケネディクス・オフィス投資法人 日本 | 投資証券 | 899 | 625,590.44 562,405,808 | 574,000.00 516,026,000 | - - | 2.20% |
| 17 | 森ヒルズリート投資法人 日本 | 投資証券 | 3,487 | 160,920.10 561,128,399 | 145,300.00 506,661,100 | - - | 2.16% |
| 18 | 日本アコモデーションファンド投資法人 日本 | 投資証券 | 1,076 | 460,781.14 495,800,509 | 440,500.00 473,978,000 | - - | 2.02% |
| 19 | インヴィンシブル投資法人 日本 | 投資証券 | 7,038 | 61,253.25 431,100,418 | 66,000.00 464,508,000 | - - | 1.98% |
| 20 | 野村不動産オフィスファンド投資法人 日本 | 投資証券 | 828 | 559,090.35 462,926,814 | 530,000.00 438,840,000 | - - | 1.87% |
| 21 | 大和ハウス・レジデンシャル投資法人 日本 | 投資証券 | 1,661 | 264,196.34 438,830,133 | 261,500.00 434,351,500 | - - | 1.85% |
| 22 | 産業ファンド投資法人 日本 | 投資証券 | 783 | 559,132.45 437,800,711 | 552,000.00 432,216,000 | - - | 1.84% |
| 23 | 日本ロジスティクスファンド投資法人 日本 | 投資証券 | 1,844 | 250,066.79 461,123,161 | 233,500.00 430,574,000 | - - | 1.84% |
| 24 | 大和ハウスリート投資法人 日本 | 投資証券 | 779 | 520,223.36 405,254,004 | 489,000.00 380,931,000 | - - | 1.62% |
| 25 | ジャパンエクセレント投資法人 日本 | 投資証券 | 2,798 | 151,153.17 422,926,577 | 135,800.00 379,968,400 | - - | 1.62% |
| 26 | プレミア投資法人 日本 | 投資証券 | 585 | 644,203.70 376,859,166 | 649,000.00 379,665,000 | - - | 1.62% |
| 27 | イオンリート投資法人 日本 | 投資証券 | 2,422 | 159,845.66 387,146,193 | 149,000.00 360,878,000 | - - | 1.54% |
| 28 | 福岡リート投資法人 日本 | 投資証券 | 1,659 | 210,920.95 349,917,867 | 208,500.00 345,901,500 | - - | 1.48% |
| 29 | 東急リアル・エステート投資法人 日本 | 投資証券 | 2,171 | 153,656.90 333,589,141 | 143,200.00 310,887,200 | - - | 1.33% |
| 30 | 日本賃貸住宅投資法人 日本 | 投資証券 | 3,643 | 82,630.27 301,022,094 | 82,100.00 299,090,300 | - - | 1.28% |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

平成27年7月31日現在

| 種類 | 投資比率 |
|------|--------|
| 投資証券 | 98.90% |
| 合計 | 98.90% |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

平成27年7月31日現在

| 順位 | 銘柄名 発行体の国/地域 | 種類 業種 | 数量 | 簿価単価 簿価金額 (円) | 評価単価 評価金額 (円) | 利率(%) 償還日 | 投資 比率 |
|----|---|--------------------------------|---------|----------------------------|----------------------------|--------------|----------|
| 1 | APPLE INC アメリカ | 株式 コンピュー タ・周辺機器 | 451,246 | 15,763.00 7,112,992,141 | 15,178.77 6,849,361,413 | - - | 2.23% |
| 2 | MICROSOFT CORP アメリカ | 株式 ソフトウェア | 603,178 | 5,441.63 3,282,274,395 | 5,814.99 3,507,477,174 | - - | 1.14% |
| 3 | EXXON MOBIL CORP アメリカ | 株式 石油・ガス・ 消耗燃料 | 324,220 | 11,581.61 3,754,991,150 | 10,296.56 3,338,350,812 | - - | 1.09% |
| 4 | WELLS FARGO & CO アメリカ | 株式 商業銀行 | 378,626 | 6,863.13 2,598,560,670 | 7,212.92 2,731,001,319 | - - | 0.89% |
| 5 | JOHNSON & JOHNSON アメリカ | 株式 医薬品 | 215,091 | 12,356.86 2,657,850,406 | 12,384.15 2,663,719,981 | - - | 0.87% |
| 6 | GENERAL ELECTRIC CO アメリカ | 株式 コングロマ リット | 778,640 | 3,119.60 2,429,050,015 | 3,239.92 2,522,735,046 | - - | 0.82% |
| 7 | JPMORGAN CHASE & CO アメリカ | 株式 商業銀行 | 288,234 | 7,401.46 2,133,354,381 | 8,563.72 2,468,355,731 | - - | 0.80% |
| 8 | NESTLE SA-REGISTERED スイス | 株式 食品 | 249,232 | 9,013.16 2,246,368,640 | 9,346.50 2,329,449,131 | - - | 0.76% |
| 9 | NOVARTIS AG-REG SHS スイス | 株式 医薬品 | 178,005 | 12,141.48 2,161,245,393 | 12,821.00 2,282,202,105 | - - | 0.74% |
| 10 | PFIZER INC アメリカ | 株式 医薬品 | 473,777 | 4,296.74 2,035,699,240 | 4,431.94 2,099,755,596 | - - | 0.68% |
| 11 | AT&T INC アメリカ | 株式 各種電気通信 サービス | 473,039 | 4,233.47 2,002,596,990 | 4,316.59 2,041,916,363 | - - | 0.66% |
| 12 | AMAZON.COM INC アメリカ | 株式 インターネッ ト販売・カタ ログ販売 | 30,569 | 47,362.19 1,447,814,883 | 66,579.71 2,035,275,167 | - - | 0.66% |
| 13 | PROCTER & GAMBLE CO アメリカ | 株式 家庭用品 | 208,318 | 10,655.03 2,219,635,789 | 9,599.45 1,999,739,391 | - - | 0.65% |
| 14 | ROCHE HOLDING AG- GENUSSCHEIN スイス | 株式 医薬品 | 54,396 | 31,231.95 1,698,893,478 | 35,732.12 1,943,684,780 | - - | 0.63% |

| | | | | | | | |
|----|--|------------------------------|-----------|----------------------------|----------------------------|--------|-------|
| 15 | GOOGLE INC-CL C アメリカ | 株式 インターネット ソフトウェア・サービス | 23,917 | 67,899.23 1,623,945,978 | 78,466.46 1,876,682,409 | - - | 0.61% |
| 16 | VERIZON COMM INC アメリカ | 株式 各種電気通信 サービス | 320,919 | 6,116.41 1,962,872,950 | 5,788.94 1,857,783,018 | - - | 0.60% |
| 17 | THE WALT DISNEY CO アメリカ | 株式 メディア | 124,653 | 12,921.24 1,610,672,177 | 14,888.52 1,855,898,833 | - - | 0.60% |
| 18 | FACEBOOK INC アメリカ | 株式 インターネット ソフトウェア・サービス | 155,654 | 9,394.78 1,462,336,580 | 11,809.84 1,838,250,142 | - - | 0.60% |
| 19 | BANK OF AMERICA CORP アメリカ | 株式 商業銀行 | 812,749 | 2,060.30 1,674,510,340 | 2,248.84 1,827,746,687 | - - | 0.59% |
| 20 | GOOGLE INC-CL A アメリカ | 株式 インターネット ソフトウェア・サービス | 22,071 | 68,365.88 1,508,903,478 | 82,432.02 1,819,357,166 | - - | 0.59% |
| 21 | CITIGROUP INC アメリカ | 株式 商業銀行 | 234,611 | 6,350.84 1,489,978,800 | 7,303.47 1,713,475,620 | - - | 0.56% |
| 22 | GILEAD SCIENCES INC アメリカ | 株式 バイオテクノロジー | 115,302 | 12,639.67 1,457,379,922 | 14,624.31 1,686,212,883 | - - | 0.55% |
| 23 | CHEVRON CORP アメリカ | 株式 石油・ガス・ 消耗燃料 | 144,792 | 13,989.23 2,025,528,763 | 11,539.44 1,670,818,770 | - - | 0.54% |
| 24 | HSBC HOLDINGS PLC イギリス | 株式 商業銀行 | 1,485,361 | 1,157.15 1,718,797,486 | 1,116.34 1,658,171,225 | - - | 0.54% |
| 25 | COCA-COLA CO/THE アメリカ | 株式 飲料 | 319,580 | 5,208.29 1,664,465,565 | 5,031.06 1,607,826,921 | - - | 0.52% |
| 26 | MERCK & CO. INC. アメリカ | 株式 医薬品 | 219,478 | 7,294.79 1,601,046,446 | 7,258.82 1,593,151,471 | - - | 0.52% |
| 27 | BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B アメリカ | 株式 各種金融サー ビス | 88,977 | 18,400.09 1,637,185,128 | 17,719.11 1,576,593,606 | - - | 0.51% |
| 28 | HOME DEPOT INC アメリカ | 株式 専門小売り | 101,644 | 13,878.83 1,410,700,365 | 14,445.69 1,468,318,568 | - - | 0.48% |
| 29 | INTL BUSINESS MACHINES CORP アメリカ | 株式 情報技術サー ビス | 72,318 | 19,896.01 1,438,840,085 | 19,965.47 1,443,863,466 | - - | 0.47% |
| 30 | VISA INC アメリカ | 株式 情報技術サー ビス | 151,156 | 8,361.23 1,263,850,095 | 9,474.17 1,432,078,426 | - - | 0.47% |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

平成27年7月31日現在

| 種類 | 投資比率 |
|----------|--------|
| 株式 | 95.21% |
| 投資信託受益証券 | 0.28% |
| 投資証券 | 2.06% |
| 合計 | 97.55% |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

平成27年7月31日現在

| 業種 | 国内/外国 | 投資比率 |
|-------------------------|-------|-------|
| 商業銀行 | 外国 | 9.39% |
| 医薬品 | | 7.63% |
| 石油・ガス・消耗燃料 | | 6.40% |
| 保険 | | 4.24% |
| メディア | | 3.13% |
| ソフトウェア | | 2.83% |
| コンピュータ・周辺機器 | | 2.77% |
| 各種電気通信サービス | | 2.65% |
| 化学 | | 2.63% |
| 情報技術サービス | | 2.44% |
| バイオテクノロジー | | 2.38% |
| 資本市場 | | 2.26% |
| インターネットソフトウェア・サービス | | 2.25% |
| 食品 | | 2.18% |
| 飲料 | | 2.18% |
| 食品・生活必需品小売り | | 2.14% |
| 航空宇宙・防衛 | | 2.01% |
| ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス | | 1.89% |
| コングロマリット | | 1.87% |
| 専門小売り | | 1.87% |
| ホテル・レストラン・レジャー | | 1.71% |
| 半導体・半導体製造装置 | | 1.62% |
| ヘルスケア機器・用品 | | 1.59% |
| 電力 | | 1.56% |
| 家庭用品 | | 1.39% |
| タバコ | | 1.38% |
| 機械 | | 1.36% |
| 各種金融サービス | | 1.31% |
| 繊維・アパレル・贅沢品 | | 1.27% |
| 金属・鉱業 | | 1.22% |
| 通信機器 | | 1.17% |
| 総合公益事業 | | 1.15% |
| インターネット販売・カタログ販売 | | 1.11% |
| 自動車 | | 1.11% |
| 陸運・鉄道 | | 0.88% |
| エネルギー設備・サービス | | 0.85% |
| 電気設備 | | 0.75% |
| パーソナル用品 | | 0.67% |

| | |
|--------------------|--------|
| 不動産管理・開発 | 0.64% |
| 複合小売り | 0.59% |
| 自動車部品 | 0.56% |
| 航空貨物・物流サービス | 0.56% |
| 消費者金融 | 0.50% |
| 専門サービス | 0.50% |
| 無線通信サービス | 0.47% |
| ライフサイエンス・ツール/サービス | 0.45% |
| 家庭用耐久財 | 0.44% |
| 商業サービス・用品 | 0.39% |
| 電子装置・機器・部品 | 0.33% |
| 建設資材 | 0.31% |
| 商社・流通業 | 0.30% |
| 建設・土木 | 0.28% |
| 容器・包装 | 0.24% |
| 建設関連製品 | 0.23% |
| 運送インフラ | 0.20% |
| 旅客航空輸送業 | 0.16% |
| ガス | 0.14% |
| 紙製品・林産品 | 0.14% |
| 水道 | 0.09% |
| 海運業 | 0.08% |
| 販売 | 0.08% |
| レジャー用品 | 0.08% |
| 独立系発電事業者・エネルギー販売業者 | 0.08% |
| ヘルスケア・テクノロジー | 0.07% |
| 貯蓄・抵当・不動産金融 | 0.05% |
| 各種消費者サービス | 0.03% |
| 合計 | 95.21% |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

平成27年7月31日現在

| 順位 | 銘柄名 発行体の国/地域 | 種類 | 数量 | 簿価単価 簿価金額 (円) | 評価単価 評価金額 (円) | 利率(%) 償還日 | 投資 比率 |
|----|---------------------------------|------|---------------|-------------------------|-------------------------|------------------------|----------|
| 1 | US T N/B 0.625 07/15/16 アメリカ | 国債証券 | 4,713,520,000 | 100.25 4,725,445,205 | 100.23 4,724,738,177 | 0.625000 2016/7/15 | 1.46% |
| 2 | US T N/B 2.5 05/15/24 アメリカ | 国債証券 | 2,728,880,000 | 103.18 2,815,849,405 | 102.28 2,791,125,752 | 2.500000 2024/5/15 | 0.86% |
| 3 | US T N/B 2.0 05/31/21 アメリカ | 国債証券 | 2,728,880,000 | 100.73 2,749,019,134 | 100.93 2,754,449,605 | 2.000000 2021/5/31 | 0.85% |
| 4 | US T N/B 2.0 02/15/25 アメリカ | 国債証券 | 2,704,072,000 | 98.42 2,661,571,182 | 97.75 2,643,230,380 | 2.000000 2025/2/15 | 0.82% |
| 5 | US T N/B 2.125 12/31/21 アメリカ | 国債証券 | 2,567,628,000 | 101.45 2,604,987,111 | 101.11 2,596,308,404 | 2.125000 2021/12/31 | 0.80% |
| 6 | US T N/B 3.25 12/31/16 アメリカ | 国債証券 | 2,480,800,000 | 104.79 2,599,679,936 | 103.80 2,575,268,864 | 3.250000 2016/12/31 | 0.79% |
| 7 | US T N/B 3.0 02/28/17 アメリカ | 国債証券 | 2,480,800,000 | 104.58 2,594,470,256 | 103.78 2,574,599,048 | 3.000000 2017/2/28 | 0.79% |
| 8 | US T N/B 3.0 09/30/16 アメリカ | 国債証券 | 2,480,800,000 | 103.92 2,578,171,400 | 102.96 2,554,330,912 | 3.000000 2016/9/30 | 0.79% |
| 9 | US T N/B 3.625 02/15/20 アメリカ | 国債証券 | 2,232,720,000 | 109.71 2,449,517,112 | 109.12 2,436,455,700 | 3.625000 2020/2/15 | 0.75% |
| 10 | US T N/B 2.0 02/15/22 アメリカ | 国債証券 | 2,418,780,000 | 101.21 2,448,103,056 | 100.34 2,427,076,415 | 2.000000 2022/2/15 | 0.75% |
| 11 | US T N/B 0.75 12/31/17 アメリカ | 国債証券 | 2,356,760,000 | 99.17 2,337,316,730 | 99.69 2,349,666,152 | 0.750000 2017/12/31 | 0.73% |
| 12 | US T N/B 3.125 04/30/17 アメリカ | 国債証券 | 2,232,720,000 | 105.11 2,346,968,282 | 104.29 2,328,548,342 | 3.125000 2017/4/30 | 0.72% |
| 13 | US T N/B 0.625 05/31/17 アメリカ | 国債証券 | 2,232,720,000 | 99.59 2,223,722,138 | 99.86 2,229,661,173 | 0.625000 2017/5/31 | 0.69% |
| 14 | US T N/B 0.5 07/31/17 アメリカ | 国債証券 | 2,232,720,000 | 99.10 2,212,647,847 | 99.53 2,222,337,852 | 0.500000 2017/7/31 | 0.69% |
| 15 | US T N/B 1.125 05/31/19 アメリカ | 国債証券 | 2,232,720,000 | 98.42 2,197,465,351 | 99.23 2,215,528,056 | 1.125000 2019/5/31 | 0.68% |
| 16 | US T N/B 4.875 08/15/16 アメリカ | 国債証券 | 2,108,680,000 | 106.44 2,244,668,773 | 104.62 2,206,122,102 | 4.875000 2016/8/15 | 0.68% |
| 17 | US T N/B 2.625 08/15/20 アメリカ | 国債証券 | 2,046,660,000 | 104.72 2,143,385,151 | 104.63 2,141,543,157 | 2.625000 2020/8/15 | 0.66% |
| 18 | ITALY BTPS 4.0 02/01/17 イタリア | 国債証券 | 2,009,100,000 | 107.12 2,152,228,284 | 105.87 2,127,034,170 | 4.000000 2017/2/1 | 0.66% |
| 19 | US T N/B 2.75 02/15/19 アメリカ | 国債証券 | 1,984,640,000 | 105.21 2,088,198,515 | 105.14 2,086,650,496 | 2.750000 2019/2/15 | 0.64% |
| 20 | US T N/B 4.75 08/15/17 アメリカ | 国債証券 | 1,860,600,000 | 109.41 2,035,812,702 | 108.18 2,012,852,898 | 4.750000 2017/8/15 | 0.62% |
| 21 | US T N/B 0.875 07/31/19 アメリカ | 国債証券 | 1,984,640,000 | 97.18 1,928,812,076 | 97.93 1,943,617,491 | 0.875000 2019/7/31 | 0.60% |
| 22 | US T N/B 3.5 05/15/20 アメリカ | 国債証券 | 1,736,560,000 | 109.25 1,897,191,800 | 108.72 1,888,022,763 | 3.500000 2020/5/15 | 0.58% |
| 23 | US T N/B 1.0 11/30/19 アメリカ | 国債証券 | 1,922,620,000 | 97.27 1,870,190,152 | 97.92 1,882,648,730 | 1.000000 2019/11/30 | 0.58% |

| | | | | | | | |
|----|----------------------------------|------|---------------|-------------------------|-------------------------|------------------------|-------|
| 24 | FRANCE OAT 3.75 04/25/17 フランス | 国債証券 | 1,751,175,000 | 108.35 1,897,538,206 | 106.84 1,870,955,370 | 3.750000 2017/4/25 | 0.58% |
| 25 | US T N/B 3.5 02/15/18 アメリカ | 国債証券 | 1,736,560,000 | 107.08 1,859,543,179 | 106.51 1,849,627,421 | 3.500000 2018/2/15 | 0.57% |
| 26 | US T N/B 4.625 02/15/17 アメリカ | 国債証券 | 1,736,560,000 | 107.78 1,871,820,658 | 106.16 1,843,653,655 | 4.625000 2017/2/15 | 0.57% |
| 27 | US T N/B 1.75 05/15/22 アメリカ | 国債証券 | 1,860,600,000 | 98.27 1,828,498,448 | 98.43 1,831,444,398 | 1.750000 2022/5/15 | 0.57% |
| 28 | US T N/B 2.75 11/30/16 アメリカ | 国債証券 | 1,736,560,000 | 103.77 1,802,080,408 | 103.00 1,788,708,896 | 2.750000 2016/11/30 | 0.55% |
| 29 | ITALY BTPS 4.5 02/01/18 イタリア | 国債証券 | 1,588,275,000 | 111.92 1,777,756,207 | 110.58 1,756,314,495 | 4.500000 2018/2/1 | 0.54% |
| 30 | US T N/B 3.125 05/15/19 アメリカ | 国債証券 | 1,612,520,000 | 106.64 1,719,591,328 | 106.61 1,719,220,448 | 3.125000 2019/5/15 | 0.53% |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

平成27年7月31日現在

| 種類 | 投資比率 |
|------|--------|
| 国債証券 | 97.52% |
| 合計 | 97.52% |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド

平成27年7月31日現在

| 順位 | 銘柄名 発行体の国/地域 | 種類 | 数量 | 簿価単価 簿価金額 (円) | 評価単価 評価金額 (円) | 利率(%) 償還日 | 投資 比率 |
|----|--|--------------|-----------|----------------------------|----------------------------|--------------|----------|
| 1 | SIMON PROPERTY GROUP INC アメリカ | 投資証券 | 73,460 | 22,260.70 1,635,271,209 | 23,088.80 1,696,103,659 | - - | 5.79% |
| 2 | PUBLIC STORAGE アメリカ | 投資証券 | 34,240 | 23,738.93 812,821,149 | 25,182.60 862,252,251 | - - | 2.94% |
| 3 | EQUITY RESIDENTIAL アメリカ | 投資証券 | 85,800 | 9,184.91 788,065,589 | 9,214.93 790,641,131 | - - | 2.70% |
| 4 | UNIBAIL-RODAMCO SE フランス | 投資証券 | 23,130 | 30,701.06 710,115,551 | 33,197.66 767,861,933 | - - | 2.62% |
| 5 | HEALTH CARE REIT INC アメリカ | 投資証券 | 82,740 | 8,510.48 704,157,338 | 8,535.19 706,201,819 | - - | 2.41% |
| 6 | AVALONBAY COMMUNITIES INC アメリカ | 投資証券 | 31,150 | 20,584.96 641,221,788 | 21,239.36 661,606,350 | - - | 2.26% |
| 7 | VENTAS INC アメリカ | 投資証券 | 77,980 | 8,072.58 629,500,292 | 8,231.29 641,876,337 | - - | 2.19% |
| 8 | PROLOGIS INC アメリカ | 投資証券 | 123,500 | 4,869.97 601,442,442 | 4,986.40 615,821,388 | - - | 2.10% |
| 9 | BOSTON PROPERTIES INC アメリカ | 投資証券 | 36,140 | 15,688.89 566,996,827 | 15,299.09 552,909,242 | - - | 1.89% |
| 10 | HCP INC アメリカ | 投資証券 | 108,800 | 4,675.88 508,736,264 | 4,744.53 516,204,864 | - - | 1.76% |
| 11 | GENERAL GROWTH PROPERTIES INC アメリカ | 投資証券 | 148,200 | 3,355.51 497,287,428 | 3,336.67 494,495,383 | - - | 1.69% |
| 12 | VORNADO REALTY TRUST アメリカ | 投資証券 | 41,240 | 12,385.85 510,792,462 | 11,961.17 493,278,947 | - - | 1.68% |
| 13 | LAND SECURITIES GROUP PLC イギリス | 投資証券 | 189,000 | 2,394.63 452,585,875 | 2,481.83 469,066,852 | - - | 1.60% |
| 14 | SCENTRE GROUP オーストラリア | 投資信託受益 証券 | 1,260,000 | 352.28 443,877,865 | 358.81 452,107,656 | - - | 1.54% |
| 15 | HOST HOTELS & RESORTS INC アメリカ | 投資証券 | 178,400 | 2,536.24 452,466,797 | 2,424.98 432,616,788 | - - | 1.48% |
| 16 | ESSEX PROPERTY TRUST INC アメリカ | 投資証券 | 15,390 | 27,260.57 419,540,271 | 27,757.67 427,190,559 | - - | 1.46% |
| 17 | WESTFIELD CORP オーストラリア | 投資信託受益 証券 | 452,500 | 829.17 375,203,352 | 905.19 409,600,239 | - - | 1.40% |
| 18 | LINK REIT/THE 香港 | 投資証券 | 542,523 | 767.64 416,465,111 | 719.19 390,182,541 | - - | 1.33% |
| 19 | BRITISH LAND CO PLC イギリス | 投資証券 | 241,400 | 1,575.91 380,425,593 | 1,604.58 387,346,770 | - - | 1.32% |
| 20 | SL GREEN アメリカ | 投資証券 | 23,430 | 14,292.23 334,867,135 | 14,166.60 331,923,634 | - - | 1.13% |
| 21 | REALTY INCOME CORP アメリカ | 投資証券 | 54,710 | 5,716.39 312,744,122 | 5,905.54 323,092,334 | - - | 1.10% |
| 22 | THE MACERICH COMPANY アメリカ | 投資証券 | 33,140 | 9,548.88 316,450,039 | 9,685.04 320,962,331 | - - | 1.10% |

| | | | | | | | |
|----|---|------|---------|--------------------------|--------------------------|--------|-------|
| 23 | KIMCO REALTY アメリカ | 投資証券 | 97,100 | 2,949.30 286,377,387 | 3,032.77 294,482,743 | - - | 1.00% |
| 24 | KLEPIERRE フランス | 投資証券 | 50,440 | 5,199.65 262,270,498 | 5,675.70 286,282,686 | - - | 0.98% |
| 25 | FEDERAL REALTY INVS TRUST アメリカ | 投資証券 | 16,150 | 16,589.60 267,922,139 | 16,938.90 273,563,273 | - - | 0.93% |
| 26 | DIGITAL REALTY TRUST INC アメリカ | 投資証券 | 31,940 | 8,418.82 268,897,115 | 8,017.94 256,093,182 | - - | 0.87% |
| 27 | UDR INC アメリカ | 投資証券 | 60,900 | 4,125.17 251,223,107 | 4,145.41 252,455,883 | - - | 0.86% |
| 28 | EXTRA SPACE STORAGE INC アメリカ | 投資証券 | 26,120 | 8,542.94 223,141,611 | 9,033.83 235,963,723 | - - | 0.81% |
| 29 | HAMMERSON PLC イギリス | 投資証券 | 185,000 | 1,222.60 226,181,702 | 1,267.03 234,400,920 | - - | 0.80% |
| 30 | AMERICAN REALTY CAPITAL PROPERTIES INC アメリカ | 投資証券 | 212,700 | 1,052.16 223,795,510 | 1,066.74 226,896,448 | - - | 0.77% |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

平成27年7月31日現在

| 種類 | 投資比率 |
|----------|--------|
| 投資信託受益証券 | 10.96% |
| 投資証券 | 88.41% |
| 合計 | 99.37% |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

コモディティインデックス・マザーファンド

平成27年7月31日現在

| 順位 | 銘柄名 発行体の国/地域 | 種類 | 数量 | 簿価単価 簿価金額 (円) | 評価単価 評価金額 (円) | 利率(%) 償還日 | 投資 比率 |
|----|--|-----|--------|----------------------------|----------------------------|--------------|----------|
| 1 | GS Commodity Index Certificate 06/10/2016 イギリス | 社債券 | 56,875 | 37,969.35 2,159,507,281 | 33,546.61 1,907,963,898 | - - | 99.24% |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

平成27年7月31日現在

| 種類 | 投資比率 |
|-----|--------|
| 社債券 | 99.24% |
| 合計 | 99.24% |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

エマージング株式パッシブ・マザーファンド

平成27年7月31日現在

| 順位 | 銘柄名 発行体の国/地域 | 種類 業種 | 数量 | 簿価単価 簿価金額 (円) | 評価単価 評価金額 (円) | 利率(%) 償還日 | 投資 比率 |
|----|--|------------------------------|-----------|-----------------------------|-----------------------------|--------------|----------|
| 1 | SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD 韓国 | 株式 コンピュー タ・周辺機器 | 8,630 | 153,291.50 1,322,905,702 | 129,154.50 1,114,603,335 | - - | 3.05% |
| 2 | TAIWAN SEMICONDUCTOR 台湾 | 株式 半導体・半導 体製造装置 | 1,926,083 | 559.63 1,077,900,158 | 544.30 1,048,376,607 | - - | 2.87% |
| 3 | TENCENT HOLDINGS LTD ケイマン諸島 | 株式 インターネッ トソフトウェア・サービス | 403,200 | 2,538.34 1,023,462,384 | 2,284.80 921,231,360 | - - | 2.52% |
| 4 | CHINA MOBILE LIMITED 香港 | 株式 無線通信サー ビス | 480,000 | 1,717.09 824,206,398 | 1,598.40 767,232,000 | - - | 2.10% |
| 5 | CHINA CONSTRUCTION BANK 中国 | 株式 商業銀行 | 6,577,530 | 121.86 801,539,740 | 100.63 661,962,619 | - - | 1.81% |
| 6 | NASPERS LTD 南アフリカ | 株式 メディア | 31,026 | 17,979.97 557,846,768 | 17,301.79 536,805,584 | - - | 1.47% |
| 7 | IND & COMM BK OF CHINA - H 中国 | 株式 商業銀行 | 5,772,235 | 108.20 624,601,913 | 85.75 495,026,873 | - - | 1.35% |
| 8 | BANK OF CHINA LTD 中国 | 株式 商業銀行 | 6,221,200 | 85.80 533,806,426 | 67.52 420,055,424 | - - | 1.15% |
| 9 | HON HAI PRECISION INDUSTRY 台湾 | 株式 電子装置・機 器・部品 | 1,044,781 | 364.92 381,262,140 | 357.23 373,234,430 | - - | 1.02% |
| 10 | HOUSING DEVELOPMENT FINANCE CORP インド | 株式 貯蓄・抵当・ 不動産金融 | 117,374 | 2,544.27 298,631,215 | 2,604.80 305,736,968 | - - | 0.84% |
| 11 | INFOSYS LTD インド | 株式 情報技術サー ビス | 144,500 | 2,115.02 305,620,931 | 2,086.50 301,499,250 | - - | 0.82% |
| 12 | AMERICA MOVIL SAB DE CV メキシコ | 株式 無線通信サー ビス | 2,562,278 | 128.64 329,621,590 | 116.58 298,726,767 | - - | 0.82% |
| 13 | PING AN INSURANCE GROUP CO-H 中国 | 株式 保険 | 408,000 | 869.43 354,729,999 | 716.00 292,128,000 | - - | 0.80% |
| 14 | OAQ GAZPROM ADR ロシア | 株式 石油・ガス・ 消耗燃料 | 470,714 | 706.94 332,768,425 | 577.53 271,851,568 | - - | 0.74% |
| 15 | CHINA LIFE INSURANCE CO LTD 中国 | 株式 保険 | 583,000 | 613.93 357,926,776 | 462.40 269,579,200 | - - | 0.74% |

| | | | | | | | |
|----|---|-----------------------|-----------|--------------------------|--------------------------|--------|-------|
| 16 | MTN GROUP LTD 南アフリカ | 株式 無線通信サービス | 129,742 | 2,234.24 289,875,317 | 2,015.65 261,515,500 | - - | 0.72% |
| 17 | AMBEV SA ブラジル | 株式 飲料 | 368,695 | 697.09 257,015,238 | 695.50 256,430,985 | - - | 0.70% |
| 18 | ITAU UNIBANCO HOLDING SA ブラジル | 株式 商業銀行 | 237,608 | 1,217.30 289,240,563 | 1,076.18 255,709,642 | - - | 0.70% |
| 19 | CNOOC LTD 香港 | 株式 石油・ガス・ 消耗燃料 | 1,403,000 | 211.24 296,382,546 | 155.52 218,194,560 | - - | 0.60% |
| 20 | PETRO CHINA CO LTD 中国 | 株式 石油・ガス・ 消耗燃料 | 1,658,000 | 168.02 278,578,068 | 124.64 206,653,120 | - - | 0.57% |
| 21 | LUKOIL SPON ADR ロシア | 株式 石油・ガス・ 消耗燃料 | 40,874 | 6,123.60 250,296,283 | 5,050.90 206,450,846 | - - | 0.56% |
| 22 | RELIANCE INDUSTRIES LTD インド | 株式 石油・ガス・ 消耗燃料 | 102,149 | 1,813.80 185,278,028 | 1,950.29 199,220,428 | - - | 0.54% |
| 23 | BANCO BRADESCO SA PREF ブラジル | 株式 商業銀行 | 197,378 | 1,127.43 222,531,187 | 994.89 196,371,174 | - - | 0.54% |
| 24 | HYUNDAI MOTOR CO 韓国 | 株式 自動車 | 12,070 | 17,821.57 215,106,389 | 15,945.00 192,456,150 | - - | 0.53% |
| 25 | CHINA PETROLEUM & CHEMICAL COR 中国 | 株式 石油・ガス・ 消耗燃料 | 2,007,200 | 111.70 224,218,352 | 94.24 189,158,528 | - - | 0.52% |
| 26 | SASOL LTD 南アフリカ | 株式 石油・ガス・ 消耗燃料 | 43,212 | 4,557.23 196,927,432 | 4,238.94 183,173,308 | - - | 0.50% |
| 27 | TATA CONSULTANCY SERVICES LTD インド | 株式 情報技術サービス | 37,015 | 4,839.06 179,117,898 | 4,837.26 179,051,456 | - - | 0.49% |
| 28 | SK HYNIX INC 韓国 | 株式 半導体・半導 体製造装置 | 45,831 | 4,722.33 216,429,298 | 3,667.34 168,078,317 | - - | 0.46% |
| 29 | GRUPO TELEVISIA SAB メキシコ | 株式 メディア | 193,300 | 811.66 156,894,090 | 851.17 164,531,624 | - - | 0.45% |
| 30 | FOMENTO ECONOMICO MEXICANO SAB DE CV メキシコ | 投資信託受益 証券 - | 145,300 | 1,095.48 159,174,111 | 1,128.73 164,004,992 | - - | 0.45% |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

平成27年7月31日現在

| 種類 | 投資比率 |
|----------|--------|
| 株式 | 96.45% |
| 投資信託受益証券 | 0.74% |
| 投資証券 | 0.26% |
| 合計 | 97.44% |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

平成27年7月31日現在

| 業種 | 国内/外国 | 投資比率 |
|-------------------------|-------|--------|
| 商業銀行 | 外国 | 17.27% |
| 石油・ガス・消耗燃料 | | 7.76% |
| 無線通信サービス | | 5.63% |
| コンピュータ・周辺機器 | | 4.74% |
| 半導体・半導体製造装置 | | 4.74% |
| 保険 | | 4.33% |
| インターネットソフトウェア・サービス | | 2.93% |
| 金属・鉱業 | | 2.80% |
| 情報技術サービス | | 2.40% |
| 食品 | | 2.37% |
| 不動産管理・開発 | | 2.36% |
| 電子装置・機器・部品 | | 2.30% |
| 自動車 | | 2.29% |
| メディア | | 2.29% |
| コングロマリット | | 2.04% |
| 化学 | | 2.02% |
| 食品・生活必需品小売り | | 1.97% |
| 各種金融サービス | | 1.84% |
| 医薬品 | | 1.80% |
| 各種電気通信サービス | | 1.67% |
| 電力 | | 1.28% |
| 資本市場 | | 1.27% |
| 飲料 | | 1.17% |
| 建設・土木 | | 1.17% |
| 独立系発電事業者・エネルギー販売業者 | | 1.05% |
| 運送インフラ | | 1.03% |
| 建設資材 | | 0.93% |
| パーソナル用品 | | 0.93% |
| 貯蓄・抵当・不動産金融 | | 0.89% |
| 家庭用耐久財 | | 0.78% |
| 複合小売り | | 0.74% |
| タバコ | | 0.73% |
| ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス | | 0.72% |
| 自動車部品 | | 0.71% |
| 機械 | | 0.70% |
| 家庭用品 | | 0.70% |
| 繊維・アパレル・贅沢品 | | 0.62% |
| 専門小売り | | 0.56% |

| | |
|-------------------|--------|
| ガス | 0.52% |
| ホテル・レストラン・レジャー | 0.49% |
| 紙製品・林産品 | 0.39% |
| 電気設備 | 0.30% |
| 旅客航空輸送業 | 0.29% |
| 水道 | 0.28% |
| 不動産投資信託 | 0.28% |
| 航空宇宙・防衛 | 0.26% |
| 商社・流通業 | 0.26% |
| 商業サービス・用品 | 0.20% |
| 海運業 | 0.18% |
| ソフトウェア | 0.17% |
| 消費者金融 | 0.15% |
| エネルギー設備・サービス | 0.15% |
| 陸運・鉄道 | 0.15% |
| 各種消費者サービス | 0.14% |
| 容器・包装 | 0.13% |
| 航空貨物・物流サービス | 0.11% |
| 総合公益事業 | 0.11% |
| レジャー用品 | 0.09% |
| 建設関連製品 | 0.07% |
| 販売 | 0.07% |
| 通信機器 | 0.05% |
| ヘルスケア機器・用品 | 0.03% |
| ライフサイエンス・ツール/サービス | 0.03% |
| インターネット販売・カタログ販売 | 0.02% |
| 合計 | 96.45% |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考)

国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド

平成27年7月31日現在

| 種類 | 取引所 | 資産の名称 | 買建/ 売建 | 数量 | 簿価金額 (円) | 評価金額 (円) | 投資 比率 |
|--------------|-------|-------------------|-----------|-----|---------------|---------------|----------|
| 株価指数先物 取引 | 大阪取引所 | TOPIX 先物 2709月 | 買建 | 454 | 7,456,312,096 | 7,536,400,000 | 2.26% |

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

該当事項はありません。

J-REITインデックスファンド・マザーファンド

該当事項はありません。

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

平成27年7月31日現在

| 種類 | 取引所 | 資産の名称 | 買建/ 売建 | 数量 | 簿価金額 (円) | 評価金額 (円) | 投資 比率 |
|--------------|--------------------|---|-----------|-----------|---------------|---------------|----------|
| 為替予約取引 | - | アメリカ・ドル売/円 買 2015年08月 | 売建 | 5,650,000 | 700,862,570 | 700,769,500 | 0.23% |
| | | ユーロ売/円買 201 5年08月 | 売建 | 850,000 | 115,388,180 | 115,387,500 | 0.04% |
| | | イギリス・ポンド売/ 円買 2015年08月 | 売建 | 340,000 | 65,765,078 | 65,762,800 | 0.02% |
| | | オーストラリア・ドル 売/円買 2015年0 8月 | 売建 | 300,000 | 27,175,500 | 27,174,000 | 0.01% |
| | | カナダ・ドル売/円買 2015年08月 | 売建 | 280,000 | 26,728,912 | 26,728,800 | 0.01% |
| 株価指数先物 取引 | シカゴ商品 取引所 | S & P 500 F U T U R E S e p 1 5 | 買建 | 66 | 4,234,592,257 | 4,305,558,642 | 1.40% |
| | E U R E X 取引所 | D J E U R O S T O X X 5 0 S e p 1 5 | 買建 | 262 | 1,252,291,035 | 1,272,569,370 | 0.41% |
| | I C E - E U | F T S E 1 0 0 I N D E X F U T U R E S e p 1 5 | 買建 | 45 | 566,554,809 | 576,518,904 | 0.19% |
| | シドニー先 物取引所 | S P I 2 0 0 F U T U R E S S e p 1 5 | 買建 | 22 | 276,063,752 | 279,776,497 | 0.09% |
| | モントリ オール取引 所 | S & P / T S E 6 0 I X F U T S e p 1 5 | 買建 | 15 | 237,888,327 | 241,987,809 | 0.08% |

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

（注3）為替予約取引の時価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。
為替予約取引の数量は、現地通貨建契約金額です。

外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

平成27年7月31日現在

| 種類 | 取引所 | 資産の名称 | 買建/ 売建 | 数量 | 簿価金額 (円) | 評価金額 (円) | 投資 比率 |
|--------|-----|-------------------------|-----------|-----------|-------------|-------------|----------|
| 為替予約取引 | - | アメリカ・ドル売/円 買2015年08月 | 売建 | 2,368,000 | 293,799,988 | 293,703,040 | 0.09% |
| | | ユーロ売/円買201 5年08月 | 売建 | 1,257,000 | 171,078,202 | 170,637,750 | 0.05% |

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）為替予約取引の時価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。
為替予約取引の数量は、現地通貨建契約金額です。

外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド

該当事項はありません。

コモディティインデックス・マザーファンド

該当事項はありません。

エマージング株式パッシブ・マザーファンド

平成27年7月31日現在

| 種類 | 取引所 | 資産の名称 | 買建/ 売建 | 数量 | 簿価金額 (円) | 評価金額 (円) | 投資 比率 |
|--------------|----------------|---|-----------|-----------|---------------|---------------|----------|
| 為替予約取引 | - | アメリカ・ドル買/円 売2015年08月 | 買建 | 420,000 | 52,095,036 | 52,092,600 | 0.14% |
| | | アメリカ・ドル売/円 買2015年08月 | 売建 | 8,100,000 | 1,005,015,600 | 1,004,643,000 | 2.75% |
| 株価指数先物 取引 | I C E - U S | M I N I M S C I E M G M K T S e p 1 5 | 買建 | 175 | 1,006,350,784 | 964,984,685 | 2.64% |

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

（注3）為替予約取引の時価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。
為替予約取引の数量は、現地通貨建契約金額です。

（3）【運用実績】

該当事項はありません。

（4）【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

<< 参考情報 >>

有価証券届出書提出日現在、ファンドの運用実績はありません。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移

該当事項はありません。

※各ファンドにはベンチマークはありません。

○委託会社ホームページ等で運用状況を開示することを予定しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- ・お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

ファンドでは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と収益分配金を無手数料で再投資する「分配金自動けいぞく投資コース」があり、「分配金自動けいぞく投資コース」を取得申込者が選択した場合、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがい分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。販売会社までお問い合わせください。

ファンドのお申込みの受付は、原則として販売会社の毎営業日に行われます。継続申込期間中のお申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

ただし、継続申込期間のニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行のいずれかの休業日に該当する日（以下、「海外休業日」という場合があります。）には、取得またはスイッチングのお申込みの受付を行いません。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得のお申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付を中止することおよびすでに受付けた取得のお申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付を取り消すことができるものとします。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。委託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

- ・お申込価額

当初申込期間

受益権1口当たり1円とします。

継続申込期間

お申込日の翌営業日の基準価額 とします。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口当たり等に換算した基準価額で表示することがあります。）

<基準価額の照会方法等>

基準価額は、設定日以降の委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されま

す。
各ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

コールセンター：0120-506-860（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

・お申込手数料

お申込日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中においては、1口当たり1円とします。）に、3.24%（税抜3.00%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、お申込手数料はかかりません。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

・お申込単位

各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金自動けいぞく投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合には、1口単位となります。

当初元本は1口当たり1円です。

・払込期日

当初申込期間

取得申込者は、当初申込期間中に、買付代金を販売会社に支払うものとします。

当初申込みにかかる申込金額の総額は、販売会社によって、設定日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

継続申込期間

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

2【換金（解約）手続等】

- ・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し解約の請求をすることができます。委託会社は、解約の請求を受付けた場合には、信託契約の一部を解約します。

解約の請求の受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時までに行われ、かつ、解約の受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

海外休業日には、解約の受付を行いません。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、受益者が解約の請求をするときは、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとし、

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求の受付を取り消すことができます。解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとして、下記に準じて計算した価額とします。

- ・解約価額

解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、設定日以降の委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されま

す。

各ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

コールセンター：0120-506-860（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

- ・解約単位

各販売会社が定める単位とします。

解約単位は販売会社にお問い合わせください。

- ・解約代金の受渡日

解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して6営業日目から販売会社の営業所等において支払います。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金、その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。基準価額（1万口当たり）は、設定日以降の委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

各ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

コールセンター：0120-506-860（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は、平成27年12月1日から原則として平成37年10月10日までです。

下記(5)イ．償還規定の場合には信託終了前に信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

a. 計算期間は、原則として毎年10月13日から翌年10月12日までとします。

ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成28年10月12日までとします。

b. 上記a.の規定にかかわらず、上記a.の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

イ.償還規定

a. 委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、各ファンドにつき受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- b. 委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。イ.償還規定c.において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 上記b.からd.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b.からd.までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。
- f. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- g. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「ロ.信託約款の変更等b.」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- h. 受託会社は委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は下記「ロ.信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。
- i. この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

ロ. 信託約款の変更等

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、約款を変更することまたはこの信託と他の投資信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、約款は「ロ.信託約款の変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- b. 委託会社は、上記a.の事項(上記a.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記a.の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、約款にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b.からe.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記a.からf.の規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- h. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて約款を変更しようとするときは、上記a.からg.の規定にしたがいます。
- i. この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。
- j. 上記b.に該当しない場合の約款変更については、「運用報告書」にてお知らせいたします。

八. 関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則として期間満了の3ヵ月前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

また、投資顧問契約について、委託会社と投資顧問会社との間の当該契約は、原則として期間満了の3ヶ月前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

二. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページに掲載します。

(URL <http://www.diam.co.jp/>)

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載して行います。

ホ.運用報告書

- ・委託会社は、毎年10月12日（休業日の場合は翌営業日とします。）および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に対して交付します。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。
（URL <http://www.diam.co.jp/>）

4【受益者の権利等】

(1)収益分配金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として決算日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始いたします。

なお、「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2)償還金受領権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

(3)一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、受益者が解約の請求をするときは、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。

(4)帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

ファンドの運用は、平成27年12月1日から開始する予定であり、ファンドは有価証券届出書提出日現在、資産を有しておりません。

ファンドの会計監査は、監査法人により行われる予定であり、監査証明を受けたファンドの財務諸表は、計算期間ごとに作成する有価証券報告書および計算期間の半期に作成する半期報告書に記載されます。

委託会社は、ファンドの信託財産に係る財務諸表の作成にあたっては、「投資信託財産の計算に関する規則」の定めるところによります。

1【財務諸表】

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

該当事項はありません。

（参考）

国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド

平成27年7月31日現在

| | |
|----------------|------------------|
| 資産総額 | 334,349,814,193円 |
| 負債総額 | 1,392,734,640円 |
| 純資産総額（ - ） | 332,957,079,553円 |
| 発行済数量 | 139,901,517,046口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） | 2.3799円 |

国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

平成27年7月31日現在

| | |
|----------------|------------------|
| 資産総額 | 424,825,443,690円 |
| 負債総額 | 6,583,061,000円 |
| 純資産総額（ - ） | 418,242,382,690円 |
| 発行済数量 | 340,506,370,999口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） | 1.2283円 |

J - R E I Tインデックスファンド・マザーファンド

平成27年7月31日現在

| | |
|----------------|-----------------|
| 資産総額 | 23,533,068,990円 |
| 負債総額 | 85,057,364円 |
| 純資産総額（ - ） | 23,448,011,626円 |
| 発行済数量 | 14,104,450,365口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） | 1.6625円 |

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

平成27年7月31日現在

| | |
|----------------|------------------|
| 資産総額 | 307,804,103,320円 |
| 負債総額 | 552,927,603円 |
| 純資産総額（ - ） | 307,251,175,717円 |
| 発行済数量 | 100,894,274,261口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） | 3.0453円 |

外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

平成27年7月31日現在

| | |
|----------------|------------------|
| 資産総額 | 325,871,182,816円 |
| 負債総額 | 1,864,142,000円 |
| 純資産総額（ - ） | 324,007,040,816円 |
| 発行済数量 | 169,460,386,116口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） | 1.9120円 |

外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド

平成27年7月31日現在

| | |
|----------------|-----------------|
| 資産総額 | 29,355,396,586円 |
| 負債総額 | 45,353,125円 |
| 純資産総額（ - ） | 29,310,043,461円 |
| 発行済数量 | 25,055,254,349口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） | 1.1698円 |

コモディティインデックス・マザーファンド

平成27年7月31日現在

| | |
|----------------|----------------|
| 資産総額 | 1,922,629,345円 |
| 負債総額 | 0円 |
| 純資産総額（ - ） | 1,922,629,345円 |
| 発行済数量 | 3,652,624,162口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） | 0.5264円 |

エマージング株式パッシブ・マザーファンド

平成27年7月31日現在

| | |
|----------------|-----------------|
| 資産総額 | 37,884,364,639円 |
| 負債総額 | 1,324,245,498円 |
| 純資産総額（ - ） | 36,560,119,141円 |
| 発行済数量 | 35,461,373,304口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） | 1.0310円 |

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3)受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5)受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

| | |
|---------------|---------|
| 本書提出日現在の資本金の額 | 20億円 |
| 発行する株式総数 | 80,000株 |
| 発行済株式総数 | 24,000株 |

直近5カ年の資本金の変動

該当事項はありません。

(2) 会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、補欠または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行します。また、取締役会は、その決議をもって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長1名、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

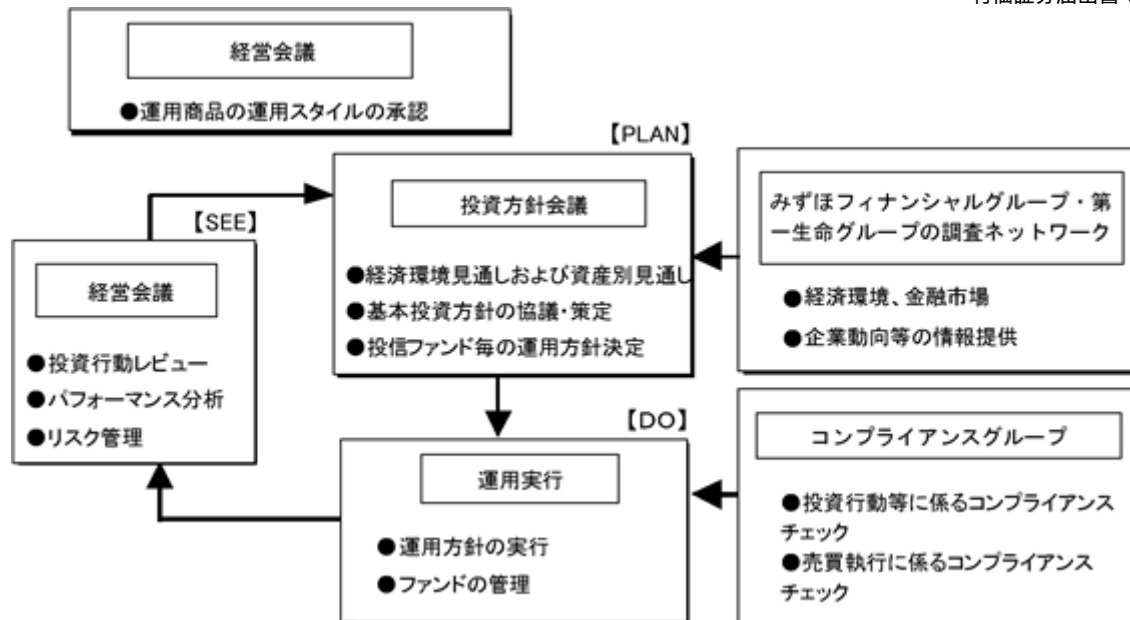
投資運用の意思決定機構

委託会社が運用指図権を有するファンドに係る運用スタイルの承認は、原則として月3回開催される経営会議のうち、月2回の経営会議において決定します。なお、議長は社長とします。

ファンド全般に係る経済環境見通しおよび資産別市場見通しならびにファンド毎の運用方針は、投資方針会議において協議し、策定します。投資方針会議は原則として月1回開催され、議長は運用部門担当取締役とします。

各ファンドにおける有価証券の売買等の意思決定は、原則として運用担当者が行います。すなわち、運用担当者は、投資方針会議において決定された運用方針を受けて、各ファンドの投資方針に基づき運用計画を策定し、有価証券への運用指図を行います。

運用担当者による運用計画の策定および有価証券等の運用指図に関する意思決定は、運用担当者自身の調査活動、アナリスト等の調査活動、その他の活動によって得られた当該有価証券等に関する情報に基づいて行われ、それらの活動の成果である各ファンドの投資運用の実績は、原則として月3回開催される経営会議のうち、月1回検討・評価されます。



上記体制は平成27年7月31日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に基づく登録を受けて、投資助言・代理業および第二種金融商品取引業を営んでいます。

平成27年7月31日現在、委託会社の運用する投資信託は375本（親投資信託を除く）あり、以下の通りです。

| 基本的性格 | 本数 | 純資産総額 (単位：円) |
|------------|-----|-------------------|
| 単位型株式投資信託 | 6 | 23,992,674,369 |
| 追加型株式投資信託 | 339 | 5,904,571,221,646 |
| 単位型公社債投資信託 | 30 | 246,332,588,361 |
| 追加型公社債投資信託 | 0 | 0 |
| 合計 | 375 | 6,174,896,484,376 |

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるD I A Mアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第30期事業年度（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 第29期 (平成26年3月31日現在) | 第30期 (平成27年3月31日現在) |
|-------------|------------------------|------------------------|
| (資産の部) | | |
| 流動資産 | | |
| 現金・預金 | 11,487,360 | 12,051,921 |
| 金銭の信託 | 10,952,459 | 14,169,657 |
| 前払費用 | 64,554 | 57,309 |
| 未収委託者報酬 | 3,854,410 | 4,622,292 |
| 未収運用受託報酬 | 1,415,502 | 1,737,052 |
| 未収投資助言報酬 | 2 255,218 | 2 312,206 |
| 未収収益 | 275,082 | 260,845 |
| 繰延税金資産 | 401,327 | 411,797 |
| その他 | 23,246 | 46,782 |
| 流動資産計 | 28,729,163 | 33,669,865 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 1 122,181 | 1 138,967 |
| 車両運搬具 | 1 1,615 | 1 941 |
| 器具備品 | 1 140,023 | 1 243,908 |
| 建設仮勘定 | 29,509 | 49,116 |
| 無形固定資産 | | |
| 商標権 | 1 195 | 1 101 |
| ソフトウェア | 1 1,188,444 | 1 1,702,633 |
| ソフトウェア仮勘定 | 642,834 | 202,399 |
| 電話加入権 | 7,148 | 7,148 |
| 電信電話専用施設利用権 | 1 231 | 1 188 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 4,178,284 | 4,343,365 |
| 関係会社株式 | 617,159 | 613,137 |
| 繰延税金資産 | 2,119,074 | 2,316,596 |
| 繰延税金資産 | 622,698 | 582,861 |
| 差入保証金 | 731,197 | 733,907 |
| その他 | 88,154 | 96,862 |
| 固定資産計 | 6,310,469 | 6,688,771 |
| 資産合計 | 35,039,633 | 40,358,637 |

（単位：千円）

| | 第29期 （平成26年3月31日現在） | 第30期 （平成27年3月31日現在） |
|--------------|------------------------|------------------------|
| （負債の部） | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | 760,493 | 1,605,579 |
| 未払金 | 1,972,562 | 2,515,377 |
| 未払償還金 | 51,109 | 49,873 |
| 未払手数料 | 1,554,065 | 1,836,651 |
| その他未払金 | 367,387 | 628,852 |
| 未払費用 | 2 1,466,924 | 2 2,196,267 |
| 未払法人税等 | 1,721,861 | 1,539,263 |
| 未払消費税等 | 195,272 | 671,243 |
| 賞与引当金 | 668,366 | 722,343 |
| その他 | 10,000 | 30,000 |
| 流動負債計 | 6,795,481 | 9,280,074 |
| 固定負債 | | |
| 退職給付引当金 | 947,759 | 868,928 |
| 役員退職慰労引当金 | 136,010 | 110,465 |
| 固定負債計 | 1,083,769 | 979,394 |
| 負債合計 | 7,879,251 | 10,259,468 |
| （純資産の部） | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 2,000,000 | 2,000,000 |
| 資本剰余金 | 2,428,478 | 2,428,478 |
| 資本準備金 | 2,428,478 | 2,428,478 |
| 利益剰余金 | 22,488,744 | 25,417,784 |
| 利益準備金 | 123,293 | 123,293 |
| その他利益剰余金 | | |
| 別途積立金 | 17,130,000 | 19,480,000 |
| 研究開発積立金 | 300,000 | 300,000 |
| 運用責任準備積立金 | 200,000 | 200,000 |
| 繰越利益剰余金 | 4,735,451 | 5,314,491 |
| 株主資本計 | 26,917,222 | 29,846,262 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 243,159 | 252,905 |
| 評価・換算差額等計 | 243,159 | 252,905 |
| 純資産合計 | 27,160,381 | 30,099,168 |
| 負債・純資産合計 | 35,039,633 | 40,358,637 |

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

| | 第29期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) | | 第30期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) | |
|--------------|---|------------|---|------------|
| | | | | |
| 営業収益 | | | | |
| 委託者報酬 | 25,437,511 | | 28,170,831 | |
| 運用受託報酬 | 6,328,414 | | 7,064,021 | |
| 投資助言報酬 | 926,837 | | 1,032,659 | |
| その他営業収益 | 835,020 | | 828,240 | |
| 営業収益計 | | 33,527,783 | | 37,095,752 |
| 営業費用 | | | | |
| 支払手数料 | 11,284,530 | | 12,416,659 | |
| 広告宣伝費 | 316,226 | | 527,620 | |
| 公告費 | 319 | | 288 | |
| 調査費 | 5,226,606 | | 6,317,052 | |
| 調査費 | 3,635,440 | | 4,129,778 | |
| 委託調査費 | 1,591,166 | | 2,187,273 | |
| 委託計算費 | 356,496 | | 385,121 | |
| 営業雑経費 | 540,260 | | 488,963 | |
| 通信費 | 32,834 | | 34,089 | |
| 印刷費 | 466,075 | | 414,215 | |
| 協会費 | 25,048 | | 24,177 | |
| 諸会費 | 38 | | 37 | |
| 支払販売手数料 | 16,264 | | 16,443 | |
| 営業費用計 | | 17,724,440 | | 20,135,705 |
| 一般管理費 | | | | |
| 給料 | 5,009,676 | | 5,260,910 | |
| 役員報酬 | 255,603 | | 242,666 | |
| 給料・手当 | 4,171,884 | | 4,378,307 | |
| 賞与 | 582,188 | | 639,936 | |
| 交際費 | 34,917 | | 37,625 | |
| 寄付金 | 2,515 | | 2,697 | |
| 旅費交通費 | 232,436 | | 242,164 | |
| 租税公課 | 103,775 | | 127,947 | |
| 不動産賃借料 | 683,633 | | 686,770 | |
| 退職給付費用 | 221,376 | | 218,863 | |
| 固定資産減価償却費 | 561,503 | | 628,056 | |
| 福利厚生費 | 32,812 | | 33,310 | |
| 修繕費 | 9,184 | | 13,807 | |
| 賞与引当金繰入額 | 668,366 | | 722,343 | |
| 役員退職慰労引当金繰入額 | 47,298 | | 50,327 | |
| 役員退職慰労金 | 6,528 | | 25,501 | |
| 機器リース料 | 35 | | 87 | |
| 事務委託費 | 215,100 | | 231,303 | |
| 事務用消耗品費 | 67,394 | | 67,208 | |
| 器具備品費 | 3,191 | | 5,869 | |
| 諸経費 | 118,672 | | 135,032 | |
| 一般管理費計 | | 8,018,417 | | 8,489,827 |
| 営業利益 | | 7,784,925 | | 8,470,220 |

（単位：千円）

| | 第29期 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日） | | 第30期 （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日） | |
|----------------|---------------------------------------|-----------|---------------------------------------|-----------|
| | | | | |
| 営業外収益 | | | | |
| 受取配当金 | 15,024 | | 17,346 | |
| 受取利息 | 2,318 | | 2,404 | |
| 時効成立分配金・償還金 | 33,872 | | 974 | |
| 為替差益 | - | | 652 | |
| 雑収入 | 4,746 | | 1,822 | |
| 営業外収益計 | | 55,962 | | 23,200 |
| 営業外費用 | | | | |
| 為替差損 | 7,364 | | - | |
| 金銭の信託運用損 | 213,744 | | 163,033 | |
| 時効成立後支払分配金・償還金 | - | | 65 | |
| 外国税支払損失 | - | | 47,515 | |
| 雑損失 | 10,952 | | - | |
| 営業外費用計 | | 232,061 | | 210,614 |
| 経常利益 | | 7,608,826 | | 8,282,806 |
| 特別損失 | | | | |
| 固定資産除却損 | 1 | 22 | 1 | 12,988 |
| 固定資産売却損 | 2 | 1,448 | 2 | - |
| ゴルフ会員権売却損 | | - | | 1,080 |
| 関係会社株式評価損 | | - | | 202,477 |
| 特別損失計 | | 1,470 | | 216,547 |
| 税引前当期純利益 | | 7,607,355 | | 8,066,259 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 2,934,516 | | 2,969,684 |
| 法人税等調整額 | | 13,207 | | 29,428 |
| 法人税等合計 | | 2,921,308 | | 2,940,256 |
| 当期純利益 | | 4,686,047 | | 5,126,003 |

（ 3 ） 【株主資本等変動計算書】

第29期（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | | | 株主資本 合計 |
|-----------------------------|-----------|-----------|-----------|------------|-------------|-------------------|-------------|-------------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | | 利益剰余金 合計 | |
| | | 資本準備金 | 利益 準備金 | その他利益剰余金 | | | | | |
| | | | | 別途積立金 | 研究開発 積立金 | 運用責 任準備 積立金 | 繰越利益 剰余金 | | |
| 当期首残高 | 2,000,000 | 2,428,478 | 123,293 | 16,330,000 | 300,000 | 200,000 | 3,945,403 | 20,898,697 | 25,327,175 |
| 会計方針の変 更による累積 的影響額 | | | | | | | | | |
| 会計方針の変更 を反映した当期 首残高 | 2,000,000 | 2,428,478 | 123,293 | 16,330,000 | 300,000 | 200,000 | 3,945,403 | 20,898,697 | 25,327,175 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | 3,096,000 | 3,096,000 | 3,096,000 |
| 別途積立金の 積立 | | | | 800,000 | | | 800,000 | - | - |
| 当期純利益 | | | | | | | 4,686,047 | 4,686,047 | 4,686,047 |
| 株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額) | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | - | 800,000 | - | - | 790,047 | 1,590,047 | 1,590,047 |
| 当期末残高 | 2,000,000 | 2,428,478 | 123,293 | 17,130,000 | 300,000 | 200,000 | 4,735,451 | 22,488,744 | 26,917,222 |

| | 評価・換算 差額等 | 純資産 合計 |
|-----------------------------|----------------------|------------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | |
| 当期首残高 | 103,768 | 25,430,943 |
| 会計方針の変 更による累積 的影響額 | | |
| 会計方針の変更 を反映した当期 首残高 | 103,768 | 25,430,943 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | | 3,096,000 |
| 別途積立金の 積立 | | - |
| 当期純利益 | | 4,686,047 |
| 株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額) | 139,391 | 139,391 |
| 当期変動額合計 | 139,391 | 1,729,438 |
| 当期末残高 | 243,159 | 27,160,381 |

第30期（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | | | 株主資本 合計 |
|-----------------------------|-----------|-----------|-----------|------------|-------------|-------------------|-------------|-------------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | | 利益剰余金 合計 | |
| | | 資本準備金 | 利益 準備金 | その他利益剰余金 | | | | | |
| | | | | 別途積立金 | 研究開発 積立金 | 運用責 任準備 積立金 | 繰越利益 剰余金 | | |
| 当期首残高 | 2,000,000 | 2,428,478 | 123,293 | 17,130,000 | 300,000 | 200,000 | 4,735,451 | 22,488,744 | 26,917,222 |
| 会計方針の変 更による累積 的影響額 | | | | | | | 131,037 | 131,037 | 131,037 |
| 会計方針の変更 を反映した当期 首残高 | 2,000,000 | 2,428,478 | 123,293 | 17,130,000 | 300,000 | 200,000 | 4,866,488 | 22,619,781 | 27,048,259 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | 2,328,000 | 2,328,000 | 2,328,000 |
| 別途積立金の 積立 | | | | 2,350,000 | | | 2,350,000 | - | - |
| 当期純利益 | | | | | | | 5,126,003 | 5,126,003 | 5,126,003 |
| 株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額) | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | - | 2,350,000 | - | - | 448,003 | 2,798,003 | 2,798,003 |
| 当期末残高 | 2,000,000 | 2,428,478 | 123,293 | 19,480,000 | 300,000 | 200,000 | 5,314,491 | 25,417,784 | 29,846,262 |

| | 評価・換算 差額等 | 純資産 合計 |
|-----------------------------|----------------------|------------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | |
| 当期首残高 | 243,159 | 27,160,381 |
| 会計方針の変 更による累積 的影響額 | | 131,037 |
| 会計方針の変更 を反映した当期 首残高 | 243,159 | 27,291,419 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | | 2,328,000 |
| 別途積立金の 積立 | | - |
| 当期純利益 | | 5,126,003 |
| 株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額) | 9,746 | 9,746 |
| 当期変動額合計 | 9,746 | 2,807,749 |
| 当期末残高 | 252,905 | 30,099,168 |

重要な会計方針

| 項目 | 第30期 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日) |
|--------------------------|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 ：移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの：移動平均法による原価法</p> |
| 2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法 | 時価法 |
| 3. デリバティブの評価基準及び評価方法 | 時価法 |
| 4. 固定資産の減価償却の方法 | <p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。それ以外の無形固定資産については、定額法によっております。</p> |
| 5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 | 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 |
| 6. 引当金の計上基準 | <p>(1) 貸倒引当金は、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権は個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来支給見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理 過去勤務費用：発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> |
| 7. 消費税等の処理方法 | 税抜方式によっております。 |

会計方針の変更

第30期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率を使用する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が203,600千円減少し、繰越利益剰余金が131,037千円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ9,168千円増加しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 固定資産の減価償却累計額

（千円）

| | 第29期 （平成26年3月31日現在） | 第30期 （平成27年3月31日現在） |
|-------------|------------------------|------------------------|
| 建物 | 562,127 | 582,075 |
| 車両運搬具 | 3,308 | 3,981 |
| 器具備品 | 664,016 | 735,461 |
| 商標権 | 742 | 836 |
| ソフトウェア | 1,502,289 | 2,015,473 |
| 電信電話専用施設利用権 | 1,365 | 1,408 |

2. 関係会社項目

関係会社に関する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものが含まれております。

（千円）

| | | 第29期 （平成26年3月31日現在） | 第30期 （平成27年3月31日現在） |
|------|----------|------------------------|------------------------|
| 流動資産 | 未収投資助言報酬 | 255,084 | 311,994 |
| 流動負債 | 未払費用 | 392,646 | 492,035 |

（損益計算書関係）

1. 固定資産除却損の内訳

（千円）

| | 第29期 （自平成25年4月1日 至平成26年3月31日） | 第30期 （自平成26年4月1日 至平成27年3月31日） |
|--------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 器具備品 | 22 | 0 |
| ソフトウェア | 0 | 12,988 |

2. 固定資産売却損の内訳

（千円）

| | 第29期 （自平成25年4月1日 至平成26年3月31日） | 第30期 （自平成26年4月1日 至平成27年3月31日） |
|------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 器具備品 | 1,448 | - |

（株主資本等変動計算書関係）

第29期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 発行済株式の種類 | 当事業年度期首 株式数（株） | 当事業年度 増加株式数（株） | 当事業年度 減少株式数（株） | 当事業年度末 株式数（株） |
|----------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 普通株式 | 24,000 | - | - | 24,000 |
| 合計 | 24,000 | - | - | 24,000 |

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

| 決議 | 株式の 種類 | 配当金の 総額 （千円） | 1株当たり 配当額 （円） | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-----------|--------------------|---------------------|------------|-----------|
| 平成25年6月28日 定時株主総会 | 普通 株式 | 3,096,000 | 129,000 | 平成25年3月31日 | 平成25年7月1日 |

（2）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

| 決議 | 株式の 種類 | 配当の 原資 | 配当金の 総額 （千円） | 1株当たり 配当額 （円） | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-----------|-----------|--------------------|---------------------|------------|-----------|
| 平成26年6月30日 定時株主総会 | 普通 株式 | 利益剰 余金 | 2,328,000 | 97,000 | 平成26年3月31日 | 平成26年7月1日 |

第30期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 発行済株式の種類 | 当事業年度期首 株式数（株） | 当事業年度 増加株式数（株） | 当事業年度 減少株式数（株） | 当事業年度末 株式数（株） |
|----------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 普通株式 | 24,000 | - | - | 24,000 |
| 合計 | 24,000 | - | - | 24,000 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の 種類 | 配当金の 総額 (千円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-----------|--------------------|---------------------|------------|-----------|
| 平成26年6月30日 定時株主総会 | 普通 株式 | 2,328,000 | 97,000 | 平成26年3月31日 | 平成26年7月1日 |

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成27年6月29日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

| 決議 | 株式の 種類 | 配当の 原資 | 配当金の 総額 (千円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-----------|-----------|--------------------|---------------------|------------|------------|
| 平成27年6月29日 定時株主総会 | 普通 株式 | 利益剰 余金 | 2,544,000 | 106,000 | 平成27年3月31日 | 平成27年6月30日 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については短期的な預金等に限定しております。

デリバティブ取引は、後述するリスクを低減する目的で行っております。取引は実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

取引の方針については社内会議で審議のうえ個別決裁により決定し、取引の実行とその内容の確認についてはそれぞれ担当所管を分離して実行しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券の主な内容は、政策投資目的で保有している株式であります。

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引を利用して一部リスクを低減しております。

長期差入保証金の主な内容は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金等でありませ

金銭の信託に含まれるデリバティブ取引は為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引であり、金銭の信託に含まれる投資信託に係る為替及び市場価格の変動リスクを低減する目的で行っております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

為替相場及び株式相場の変動によるリスクを有しておりますが、取引先は信用度の高い金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰計画を確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

第29期（平成26年3月31日現在）

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|-----------------------|------------------|------------|------------|
| (1) 現金・預金 | 11,487,360 | 11,487,360 | - |
| (2) 金銭の信託 | 10,952,459 | 10,952,459 | - |
| (3) 投資有価証券 その他有価証券 | 536,913 | 536,913 | - |
| 資産計 | 22,976,732 | 22,976,732 | - |
| (1) 未払法人税等 | 1,721,861 | 1,721,861 | - |
| 負債計 | 1,721,861 | 1,721,861 | - |

第30期（平成27年3月31日現在）

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|-----------------------|------------------|------------|------------|
| (1) 現金・預金 | 12,051,921 | 12,051,921 | - |
| (2) 金銭の信託 | 14,169,657 | 14,169,657 | - |
| (3) 投資有価証券 その他有価証券 | 532,891 | 532,891 | - |
| 資産計 | 26,754,470 | 26,754,470 | - |
| (1) 未払法人税等 | 1,539,263 | 1,539,263 | - |
| 負債計 | 1,539,263 | 1,539,263 | - |

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

負 債

(1) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(千円)

| 区分 | 第29期 (平成26年3月31日現在) | 第30期 (平成27年3月31日現在) |
|--------|------------------------|------------------------|
| 非上場株式 | 80,246 | 80,246 |
| 関係会社株式 | 2,119,074 | 2,316,596 |
| 差入保証金 | 731,197 | 733,907 |

非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

当事業年度において、関係会社株式について202,477千円の減損処理を行っております。

差入保証金は、本社オフィスの不動産賃貸契約に基づき差し入れた敷金等であり、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第29期（平成26年3月31日現在）

| | 1年以内 (千円) | 1年超5年以内 (千円) | 5年超10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|--------|--------------|-----------------|------------------|--------------|
| (1) 預金 | 11,486,870 | - | - | - |
| 合計 | 11,486,870 | - | - | - |

第30期（平成27年3月31日現在）

| | 1年以内 (千円) | 1年超5年以内 (千円) | 5年超10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|--------|--------------|-----------------|------------------|--------------|
| (1) 預金 | 12,051,921 | - | - | - |
| 合計 | 12,051,921 | - | - | - |

（注4）社債、新株予約権付社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額
該当事項はありません。

（有価証券関係）

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式（第29期の貸借対照表計上額2,119,074千円、第30期の貸借対照表計上額2,316,596千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

4. その他有価証券

第29期（平成26年3月31日現在）

（千円）

| 区 分 | 貸借対照表日における 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|--------------------------|------------------------|---------|---------|
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの | | | |
| 株式 | 522,887 | 146,101 | 376,785 |
| 債券 | - | - | - |
| その他（投資信託） | 4,551 | 3,000 | 1,551 |
| 小計 | 527,439 | 149,101 | 378,337 |
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの | | | |
| 株式 | - | - | - |
| 債券 | - | - | - |
| その他（投資信託） | 9,474 | 10,000 | 526 |
| 小計 | 9,474 | 10,000 | 526 |
| 合計 | 536,913 | 159,101 | 377,811 |

（注）非上場株式（貸借対照表計上額80,246千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第30期（平成27年3月31日現在）

（千円）

| 区 分 | 貸借対照表日における 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|--------------------------|------------------------|---------|---------|
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの | | | |
| 株式 | 516,710 | 146,101 | 370,608 |
| 債券 | - | - | - |
| その他（投資信託） | 16,181 | 13,000 | 3,181 |
| 小計 | 532,891 | 159,101 | 373,789 |
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの | | | |
| 株式 | - | - | - |
| 債券 | - | - | - |
| その他（投資信託） | - | - | - |
| 小計 | - | - | - |
| 合計 | 532,891 | 159,101 | 373,789 |

（注）非上場株式（貸借対照表計上額80,246千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当該事業年度中に売却した満期保有目的の債券
該当事項はありません。

6. 当該事業年度中に売却したその他有価証券
該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券
該当事項はありません。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託

第29期（平成26年3月31日現在）

| | 貸借対照表日における 貸借対照表計上額（千円） | 当事業年度の損益に含まれた 評価差額（千円） |
|------------|----------------------------|---------------------------|
| 運用目的の金銭の信託 | 10,952,459 | 1,628,835 |

第30期（平成27年3月31日現在）

| | 貸借対照表日における 貸借対照表計上額（千円） | 当事業年度の損益に含まれた 評価差額（千円） |
|------------|----------------------------|---------------------------|
| 運用目的の金銭の信託 | 14,169,657 | 2,544,066 |

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度(非積立型制度であります)を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

| | 第29期 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日) | 第30期 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日) |
|------------------|--|--|
| 退職給付債務の期首残高 | 936,125 | 1,079,828 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | - | 203,600 |
| 会計方針の変更を反映した期首残高 | 936,125 | 876,227 |
| 勤務費用 | 124,724 | 128,297 |
| 利息費用 | 14,405 | 7,798 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 14,996 | 10,345 |
| 退職給付の支払額 | 34,684 | 49,633 |
| 過去勤務費用の発生額 | 24,260 | - |
| 退職給付債務の期末残高 | 1,079,828 | 973,035 |

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(千円)

| | 第29期 | 第30期 |
|---------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| | (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日) | (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日) |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 1,079,828 | 973,035 |
| 未積立退職給付債務 | 1,079,828 | 973,035 |
| 未認識数理計算上の差異 | 112,660 | 89,550 |
| 未認識過去勤務費用 | 19,408 | 14,556 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 947,759 | 868,928 |
| 退職給付引当金 | 947,759 | 868,928 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 947,759 | 868,928 |

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(千円)

| | 第29期 | 第30期 |
|-----------------|-----------------------------|-----------------------------|
| | (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日) | (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日) |
| 勤務費用 | 124,724 | 128,297 |
| 利息費用 | 14,405 | 7,798 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 35,858 | 33,455 |
| 過去勤務費用の費用処理額 | 4,852 | 4,852 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 179,840 | 174,402 |

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

| | 第29期 | 第30期 |
|-----|-----------------------------|-----------------------------|
| | (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日) | (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日) |
| 割引率 | 1.5% | 0.89% |

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、第29期事業年度41,536千円、第30期事業年度43,461千円であり
ます。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 第29期 | 第30期 |
|-----------------|----------------|----------------|
| | (平成26年3月31日現在) | (平成27年3月31日現在) |
| | (千円) | (千円) |
| 繰延税金資産 | | |
| 未払事業税 | 123,518 | 118,238 |
| 未払事業所税 | 5,841 | 5,527 |
| 賞与引当金 | 238,205 | 239,095 |
| 未払法定福利費 | 31,036 | 30,557 |
| 未払確定拠出年金掛金 | 2,724 | 2,650 |
| 外国税支払損失 | - | 15,727 |
| 減価償却超過額（一括償却資産） | 3,183 | 2,158 |
| 減価償却超過額 | 152,470 | 130,844 |
| 繰延資産償却超過額（税法上） | 10,908 | 2,710 |
| 退職給付引当金 | 337,781 | 281,232 |
| 役員退職慰労引当金 | 48,474 | 35,724 |
| ゴルフ会員権評価損 | 2,138 | 1,940 |
| 関係会社株式評価損 | 121,913 | 176,106 |
| 繰延税金資産合計 | 1,078,198 | 1,042,515 |
| 繰延税金負債 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 54,172 | 47,855 |
| 繰延税金負債合計 | 54,172 | 47,855 |
| 差引繰延税金資産の純額 | 1,024,025 | 994,659 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げが行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来35.64%から、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.10%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.34%となります。

この変更により、当事業年度末の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は89,582千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額は94,466千円増加し、その他有価証券評価差額金は12,335千円増加しております。

（セグメント情報等）

1．セグメント情報

当社は、投資信託及び投資顧問を主とした資産運用業の単一事業であるため、記載を省略しております。

2．関連情報

第29期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

（1）サービスごとの情報

| | 投資信託 （千円） | 投資顧問 （千円） | その他 （千円） | 合計 （千円） |
|------|--------------|--------------|-------------|------------|
| 営業収益 | 25,437,511 | 7,255,251 | 835,020 | 33,527,783 |

（注）一般企業の売上高に代えて、営業収益を記載しております。

（2）地域ごとの情報

営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

第30期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

（1）サービスごとの情報

| | 投資信託 （千円） | 投資顧問 （千円） | その他 （千円） | 合計 （千円） |
|------|--------------|--------------|-------------|------------|
| 営業収益 | 28,170,831 | 8,096,680 | 828,240 | 37,095,752 |

（注）一般企業の売上高に代えて、営業収益を記載しております。

（2）地域ごとの情報

営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

(関連当事者との取引)

(1) 親会社及び法人主要株主等

第29期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

| 属性 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金 又は出 資金 | 事業の 内容又 は職業 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合 | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|----------------------------------|------------|---------|------------------|-------------------|----------------------------|------------------------|-------------|------------------------|--------------|--------------|--------------|
| | | | | | | 役員の 兼任等 | 事業上の 関係 | | | | |
| その 他 の 関 係 会 社 | 第一生命保険株式会社 | 東京都千代田区 | 2,102 億円 | 生命保険業 | (被所有) 直接 50% | 兼務1名, 出向2名, 転籍3名 | 資産運用 の助言 | 資産運用の 助言の顧問 料の受入 | 801,412 | 未収投資 助言報酬 | 212,159 |

第30期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

| 属性 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金 又は出 資金 | 事業の 内容又 は職業 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合 | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|----------------------------------|------------|---------|------------------|-------------------|----------------------------|------------------------|-------------|------------------------|--------------|--------------|--------------|
| | | | | | | 役員の 兼任等 | 事業上の 関係 | | | | |
| その 他 の 関 係 会 社 | 第一生命保険株式会社 | 東京都千代田区 | 3,431 億円 | 生命保険業 | (被所有) 直接 50% | 兼務2名, 出向3名, 転籍2名 | 資産運用 の助言 | 資産運用の 助言の顧問 料の受入 | 862,448 | 未収投資 助言報酬 | 237,575 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資産運用の助言の顧問料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

(2)子会社等

第29期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

| 属性 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|-----|------------------------|-----------------------|-----------|-----------|----------------|--------|-----------|------------------|----------|------|----------|
| | | | | | | 役員の兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| 子会社 | DIAM International Ltd | London United Kingdom | 4,000千GBP | 資産の運用 | (所有)直接100% | 兼務2名 | 当社預り資産の運用 | 当社預り資産の運用の顧問料の支払 | 627,855 | 未払費用 | 224,758 |
| | DIAM U.S.A., Inc. | New York U.S.A. | 4,000千USD | 資産の運用 | (所有)直接100% | 兼務2名 | 当社預り資産の運用 | 当社預り資産の運用の顧問料の支払 | 251,110 | 未払費用 | 97,587 |

第30期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

| 属性 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|-----|-------------------------|-----------------------|-------------|-----------|----------------|--------|-----------|------------------|----------|------|----------|
| | | | | | | 役員の兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| 子会社 | DIAM International Ltd | London United Kingdom | 4,000千GBP | 資産の運用 | (所有)直接100% | 兼務2名 | 当社預り資産の運用 | 当社預り資産の運用の顧問料の支払 | 658,756 | 未払費用 | 235,583 |
| | DIAM U.S.A., Inc. | New York U.S.A. | 4,000千USD | 資産の運用 | (所有)直接100% | 兼務2名 | 当社預り資産の運用 | 当社預り資産の運用の顧問料の支払 | 383,980 | 未払費用 | 173,074 |
| | DIAM SINGAPORE PTE.LTD. | Central Singapore | 1,100,000千円 | 資産の運用 | (所有)直接100% | 兼務2名 | 当社預り資産の運用 | 増資の引受 | 400,000 | - | - |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資産運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額及び期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。

(注3) 増資の引受は、子会社が行った増資を引き受けたものであります。

(3)兄弟会社等

第29期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

| 属性 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金 又は出 資金 | 事業の 内容又 は職業 | 議決権 等の所 有(被 所有) 割合 | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|--|---|-----------------|------------------|-------------------|--------------------------------|----------------|------------------------------|------------------------------|--------------|-----------|--------------|
| | | | | | | 役員 の兼 任等 | 事業上 の 関係 | | | | |
| その 他 の 関 係 会 社 の 子 会 社 | 株式会社 みずほ銀行 (旧株式 会社みず ほコーポ レート銀 行) | 東京都 千代田 区 | 14,040 億円 | 銀行業 | - | - | 当社設定投 資信託の販 売、預金取 引 | 投資信託の 販売代行手 数料 | 1,629,874 | 未払 手数料 | 224,525 |
| | | | | | | | | 預金の預入 (純額) | 775,579 | 現金・ 預金 | 10,724,847 |
| | | | | | | | | 受取利息 | 2,073 | 未収 収益 | 12 |
| | 株式会社 みずほ銀 行 | 東京都 千代田 区 | 7,000 億円 | 銀行業 | - | - | 当社設定投 資信託の販 売、預金取 引 | 投資信託の 販売代行手 数料 | 432,201 | - | - |
| | | | | | | | 預金の引出 (純額) | 203,876 | | | |
| | みずほ第 一ファイ ナンシャル テクノロ ジー株式 会社 | 東京都 千代田 区 | 2億円 | 金融 技術 研究等 | - | - | 当社預り資 産の助言 | 当社預り資 産の助言の 顧問料の支 払 | 287,136 | 未払 費用 | 155,413 |
| | | | | | | | 業務委託料 の支払 | 11,810 | 未払金 | 2,646 | |
| | 資産管理 サービス 信託銀行 株式会社 | 東京都 中央区 | 500 億円 | 資産管 理等 | - | - | 当社信託財 産の運用 | 信託元本の 追加 (純額) | 1,000,000 | 金銭の 信託 | 10,952,459 |
| | | | | | | | 信託報酬の 支払 | 7,933 | | | |

第30期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

| 属性 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金 又は出 資金 | 事業の 内容又 は職業 | 議決権 等の所 有(被 所有) 割合 | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|------------------------------|--|-----------------|------------------|-------------------|--------------------------------|----------------|------------------------------|---|---------------------------------------|--|-------------------------------------|
| | | | | | | 役員 の兼 任等 | 事業上 の 関係 | | | | |
| その他の 関係 会社 の子 会社 | 株式会社 みずほ銀 行 | 東京都 千代田 区 | 14,040 億円 | 銀行業 | - | - | 当社設定投 資信託の販 売、預金取 引 | 投資信託の 販売代行手 数料 預金の預入 (純額) 受取利息 | 2,217,439 551,351 2,139 | 未払 手数料 現金・ 預金 未収 収益 | 306,365 11,276,198 71 |
| | みずほ第 一フィナ ンシャル テクノロ ジー株式 会社 | 東京都 千代田 区 | 2億円 | 金融 技術 研究等 | - | 兼務 1名 | 当社預り資 産の助言 | 当社預り資 産の助言の 顧問料の支 払 業務委託料 の支払 | 407,531 8,540 | 未払 費用 未払金 | 240,725 6,501 |
| | 資産管理 サービス 信託銀行 株式会社 | 東京都 中央区 | 500 億円 | 資産管 理等 | - | - | 当社信託財 産の運用 | 信託元本の 追加 (純額) 信託報酬の 支払 | 3,500,000 8,254 | 金銭の 信託 | 14,169,657 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注2) 資産の助言の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注3) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。
- (注4) 預金取引は、市場金利を勘案した利率が適用されております。
- (注5) 信託報酬は、一般的取引条件を勘案した料率が適用されております。

（1株当たり情報）

| | 第29期 （自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日） | 第30期 （自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日） |
|--------------|--|--|
| 1株当たり純資産額 | 1,131,682円58銭 | 1,254,132円02銭 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 195,251円97銭 | 213,583円46銭 |

（注1）潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

（注2）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 第29期 （自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日） | 第30期 （自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日） |
|--------------|--|--|
| 当期純利益 | 4,686,047千円 | 5,126,003千円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | - | - |
| 普通株式に係る当期純利益 | 4,686,047千円 | 5,126,003千円 |
| 期中平均株式数 | 24,000株 | 24,000株 |

（注3）「会計方針の変更」に記載の通り、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当事業年度の1株当たり純資産額が5,718円34銭増加し、1株当たり当期純利益金額が258円46銭増加しております。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3) (4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更等

平成25年4月1日付で、定款について次の変更をいたしました。

- ・公告の方法の変更（電子公告（ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。）に変更）

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

a. 名称

みずほ信託銀行株式会社

b. 資本金の額

平成27年3月末日現在 247,369百万円

c. 事業の内容

日本において銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の「販売会社一覧表」の通りです。

| 名 称 | 資本金の額 (単位:百万円) | 事 業 の 内 容 |
|----------|-------------------|----------------------------------|
| 常陽証券株式会社 | 3,000 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。 |

(注) 資本金の額は平成27年3月末日現在

(3)投資顧問会社

a. 名称

水戸証券株式会社

b. 資本金の額

平成27年3月末日現在 12,272百万円

c. 事業の内容

日本において投資顧問業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

「受託会社」は、以下の業務を行います。

- (1) 委託会社の指図に基づく信託財産の管理、保管、処分
- (2) 信託財産の計算
- (3) 信託財産に関する報告書の作成
- (4) その他上記に付帯する業務

「販売会社」は、以下の業務を行います。

- (1) 募集の取扱いおよび販売
- (2) 追加設定の申込事務
- (3) 信託契約の一部解約事務
- (4) 受益者に対する収益分配金、一部解約金および償還金の支払い
- (5) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (6) 受益者に対する投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の交付
- (7) その他上記に付帯する業務

「投資顧問会社」は、以下の業務を行います。

投資顧問会社は、委託会社との投資顧問契約に基づき、各ファンドの信託財産の運用助言を行います。

3【資本関係】

委託会社と上記関係法人間に資本関係はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙等にロゴ・マークや図案を使用し、ファンドの基本的性格を記載することがあります。また目論見書には「目論見書の使用開始日」、「委託会社の金融商品取引業者登録番号」、「金融商品取引法の規定に基づく目論見書である旨」、「投資信託の取引はクーリングオフ適用外である旨」、「請求目論見書の内容やその照会先と請求方法」、「信託財産の管理方法」、「投資信託運用による損益は全て投資家に帰属する旨」、「投資信託の元本は保証されていない旨」等を記載することがあります。
- (2) 目論見書には有価証券届出書の第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の主要内容を要約し記載することがあります。第二部「ファンド情報」第1 ファンドの状況 5 運用状況には、参考情報として 基準価額・純資産の推移 分配の推移 主要な資産の状況 年間収益率の推移等（ベンチマークを含む）を記載することがあります。（表示されるデータは適宜更新されます。）
- (3) 請求目論見書の巻末に用語説明を掲載する場合があります。
なお、請求目論見書の巻末に信託約款を掲載し参照することで、有価証券届出書の内容の記載とすることがあります。
- (4) ファンドの特色やリスク等について投資者に開示すべき情報のあるファンドは、交付目論見書に「追加的記載事項」と明記して当該情報の内容等を有価証券届出書の記載に従い記載することがあります。
- (5) 交付目論見書の「お申込みメモ」に以下の内容を記載することがあります。
基準価額は、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
もしくは、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」の欄をご参照ください。
（委託会社の略称：D I A M、
ファンドの略称 安定型：グロ8安定型、中立型：グロ8中立型、積極型：グロ8積極型）

独立監査人の監査報告書

平成27年6月5日

D I A Mアセットマネジメント株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

| | | |
|--------------------|-------|---------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 山内 正彦 印 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 山野 浩 印 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているD I A Mアセットマネジメント株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D I A Mアセットマネジメント株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) X B R L データは監査の対象には含まれておりません。